

第28回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年5月16日(金)午前10時25分から午後4時40分まで
場 所 百景苑「百景の間」
出席者 宮地委員長以下14名9名出席
(大熊委員、五十嵐委員、風間委員、高田委員、松岡委員 欠席)

田中治水・利水検討室長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第28回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして宮地委員長からごあいさつをお願いいたします。

宮地委員長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

5月といういい気候なのですが、なかなか委員会の方も大変議論が切迫しておりまして、今日もぎりぎりいっぱい定員で会議を始めるわけでございますが、どうぞよろしく願いをいたします。

終盤になってまいりまして、委員会の密度も、それから現地調査も明日行うつもりでございますので過密になっております。どうぞひとつご協力をいただきたいと思います。

前回の5月7日の検討委員会ですけれども、流域協議会に関する事項報告に続きまして、駒沢川・角間川の審議を午前中から午後まで長い時間やっていただきました。今日はいろいろ報告もございます。まず、県が浅川・砥川の改修計画原案について関係市町村や流域住民に説明をした。その状況について事務局からご報告をお願いいたします。それから、次に薄川と郷土沢川の答申案につきまして、起草委員会の答申案の原案ができましたのでご審議をいただきたいと思います。その後で、黒沢川・駒沢川・角間川の審議を行ってまいりたいと思います。ただ、ちょっと予定表に書いてありました黒沢川・駒沢川・角間川と、こういう順番になっておりましたけれども、ちょっと幹事会の方のご都合によって駒沢川を午後に始めにやりまして、駒沢・黒沢・角間という順番に審議をしていただくような順番になるのではないかと考えております。それから、特に今回は駒沢の流域面積について県の見解をお聞きいたしましたけれども、本日また改めて見解をお聞きして、議論を深めてまいりたいと考えております。

本日は午後5時まで予定をしておりますけれども、またその後、明日も現地調査がございますので、いろいろお時間も取っていただくのは難しいかもわかりませんが、どうぞ有意義な委員会としていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上簡単でございますが、ごあいさつといたします。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は14名中8名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立いたしました。

議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。お手元の資料でございます。資料1としまして、「水道水源確保に係わる県の支援についての提言」、利水ワーキンググループからの資料でございます。それから資料2、「薄川における総合的な治水対策について(答申)(案)」ということです。それから同じく資料3としまして、郷土沢川の答申案です。それから資料4、「黒沢川における総合的な治水・利水対策について(答申)(案)」です。それから資料5としまして、「駒沢川流域面積について」。それから資料6ですが、「細洞ため池の貯水量、工事費について」の資料。それから枝番付いております資料6 2、「辰野町小野地区の利水」、それから資料7としまして、「新幹線トンネル湧水を利用した場合の試算について」

ということでございます。以上でございます。

それでは委員長さん、進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい、承知いたしました。

それでは本日の議事録の署名人を指名させていただきます。本日は藤原委員と、松島貞治委員おいでになりませんね。どうしましょう。松島貞治委員は午後お見えになるんですね。藤原委員はよろしゅうございますね。お願いいたします。それじゃあ植木委員さん、お願いいたします。松島貞治委員は午後ご出席になりますが、はい。

それでは報告に入ります。先ほど申し上げましたように、県の方は浅川・砥川の改修計画についていろいろご説明になったようでございますので、それについてのご報告を幹事会からお願いをいたします。

幹事（河川課）

河川課の技術専門幹の中條でございます。それでは浅川・砥川改修計画について報告をさせていただきます。

浅川・砥川の改修計画原案は、4月24日に開催されました治水・利水対策推進本部会議で決定をされました。改修計画原案の基本的な考え方は、浅川及び砥川に関する治水・利水の枠組みに基づき、計画高水流量は50年確率流量としております。これは、基本高水流量の約8割に相当をいたします。浅川の千曲川合流点における計画高水流量は毎秒360m³、ちなみに基本高水は450m³/sでございます。砥川の諏訪湖合流部における計画高水流量は毎秒230m³、同じく基本高水は300m³/sということになっております。具体的な計画内容につきましては、委員の皆さまに送付させていただきました資料のとおりでありますので、詳細は省略をさせていただきます。

改修計画の原案の説明を4月30日に長野市長、豊野町長及び小布施町長に。また5月1日に岡谷市長と下諏訪町長にいたしました。引き続き住民への説明といたしまして、浅川につきましては5月7日に、砥川につきましては5月8日に説明会を行いました。両説明会とも田中知事が出席をいたしております。浅川の説明会の状況であります。新聞等で既に報道されておりますのでご存じかと思えますけれども、約200人を超える住民の皆さんの参加がございました。そこで出された主な意見であります。河川改修を早く進めてほしいというような意見がございました。それから、流域対策も重要であると。それから、この浅川については土砂堆積が非常に起こる河川ということで、土砂対策が必要であるというような意見もございました。それから、浅川の改修だけではなく、千曲川本川の改修も必要と、こんな意見も出されております。それから、内水対策につきましても要望が出されております。それから、砥川の説明会でありますけれども、砥川につきましては300人を超える出席者がございました。主な意見でございますが、50年確率で安全が確保できるのかというふうな意見がございました。それから砥川につきましても、土砂対策が必要であるというような意見がございました。それから、まず改修を行い、少しずつでも安全度を高めていくということは賛成であると。こんな意見が出されております。県のホームページにもこの両説明会の意見等載っておりますので、またご参考にしていただきたいというふうに思っております。以上であります。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。

これは今お話にありましたように、推進対策本部の方から資料を皆さん方についておると思いますが、それをご参照の上で。ただ今のことについて何かご質問ございますでしょうか。

宮澤委員

今後のスケジュール、大枠で結構でございますから、考えていらっしゃる今後のスケジュールありましたら教えていただきたいと思っております。

宮地委員長

そうですか。浅川・砥川についてですね。お願いできますか。

幹事（河川課）

まず流域協議会、これを5月というようなことをめどに発足をさせていきたいというふうに思っております。それから、河川整備計画もそれと並行をして、今の流域協議会の意見等も踏まえて進めていくというようなことになろうかと思っております。河川改修の関係はそんなかたちで、できるだけ早く詰めて来年度着工できるようにというような方針で進めておるといふことでございます。

宮澤委員

国との協議はいつごろから入るんですか。

幹事（河川課）

これは整備計画というかたちで交渉が入っていくと思っておりますけれども、既に整備計画というのは圏域で取るということでございますので、浅川は長野圏域、砥川は諏訪圏域というような中でやっております。基礎資料等はもう整備計画に向けて現在既にいろいろなものを調査等、収集等をしておりまして、随時というとな変ですけども、入っていくというようなたちになろうかと思っております。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

宮澤委員

いいです。

宮地委員長

はい。他に何かございましょうか。

はい。それでは今のご報告は何ったということにいたします。

それでは議事に入ってまいります。第1の議事は水道水源確保にかかわる県の支援について。利水ワーキンググループの方からご提言がございますのでお願いをいたします。

石坂委員

私の方からお願いしたいと思っております。

委員の皆さんに渡っております資料1のペーパーをご覧いただきたいんですけど、全体として残された答申をこれからまとめていく流域につきまして解決しなければならない問題として、利水の具体的な解決をどうしていくのか、それに対して県の支援をどうしていくのかということが一つの大きな課題になってきていると思っております。既に県当局の方から調査費の50%、それから初期投資の設備の20%という具体的な支援策が出されて先が見えてきたことについては、大変歓迎してるわけなんですけれども、利水ワーキングとしまして、その上に立って、実際にこれから答申をまとめていく各流域の具体的な支援をどうするのかというのを、もう少し個々のいろいろな実情の違いもある中でルールといいいますか、見解をまとめていったらどうかということになりまして、前回の委員会のお昼休みと委員会終了後ワーキングの会議を開きましてまとめたものが、今お配りしてある資料1です。ここに書いてあることがすべてなんですけど、皆さんにお出しするのは今初めてですので簡単に読ま

せていただきます。

水道水源確保に係る県の支援についての提言ということなんですけれども、従来のダム計画からダムによらない利水対策に変更した場合の県の市町村への支援について、利水ワーキンググループとして、今まで確認してきたことです、これは。県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として、市町村水道事業者に財政補助することを検討すべきである。

2点目として、水利権の転用に関連して当事者間の合意を得るために、県は適正な水需要量の把握と流量等河川情報の提供に関する支援を行なうべきである。3点目として、恒久的な水源対策を行なうまで砂防堰堤の利用や暫定豊水水利権の取得を考えるべきである、等の問題提起をしてきたが、この間の治水・利水ダム等検討委員会での議論も踏まえ、改めて次の点について問題提起するというので、4点について提起させていただきます。まず第1点目ですが、市町村への県の支援の基本は、ダム計画を進めてきた経過からも、ダムによらない利水対策に変更したことにより、市町村の負担が、これは財政負担という意味ですけど、市町村の負担が増えないようにすることを基本的な目的とする。2点目として、県の新たな支援策として、水源調査に50%、新たな施設整備に20%の補助率が適用されることとなるが、調査費に50%が補助されることにより、水源確保のための具体計画策定の段階で、財政ワーキンググループの試算よりも実際の事業費は削減されることが予想される。しかし、その上で新規施設の初期投資に20%の補助率を適用してもなおダム建設の際に支出したであろう市町村の負担を上回る場合は、県の支援を前提に補助率の変更も考慮し、市町村と協議のうえ県の責任で解決する。3点目として、水利権の転用、調整は水利者の合意の上で形成されることが慣例であるが、今次検討の9河川のうち利水問題を抱える地域においては、慣例の範囲では解決できない問題も多い。その解決のため、県は、水利権の転用が必要となった場合、市町村の求めに応じて調整・仲介役となり円満な解決に努めなければならない。4点目として、豊水利用については、県として積極的に可能性を探りつつ、必要な法制度の改正を国に要請する。

以上なんですけれど、特に1のところの目的のところにありますように、それから今までの議論の中で確認してきました一番最初の3点でも確認してきておりますように、多目的ダムの計画で従来からずっと進めてきておりました状況の中で、方法をダムによらない利水計画に変えた場合に、市町村の負担が従来の計画に比べて極端に増えるということは、計画変更に伴うものである以上、1のところに1点目に掲げさせていただきました、変更したことにより市町村の負担が増えないようにすることを基本的な目的として検討していくべきじゃないかっていうのがワーキンググループからの提言です。あと、4点挙げさせていただいたんですけど、今後の議論のぜひ参考にさせていただきたいと思います。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。

前のことよりもかなり踏み込んだお話が書いてあるわけですが、いかがでございましょう。前の3点と、石坂さん、この今度の4点とは全体一緒にして考えてよろしいんですね。

石坂委員

そうです、はい。

宮地委員長

はい。それぞれの河川に対してこれをどういうふう理解して、どういうふうやってくかということではないかと思いますが。

竹内委員

2のですね、県の支援を前提に、補助率の変更も考慮し、市町村と協議のうえ県の責任で

解決するという、その利水の論議の経過とすると、具体的に、ですからオーバーするものはすべて例えばオーバーしないようにしろという趣旨なのか、それがちょっとあいまいなところが若干あるんで、そのへんの論議の経過をちょっと聞かせていただきたいんですけど。はっきりと。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

20%、50%という支援についても、従来の支援のあり方や現行の法制度、それから全国的な状況からいえば、私たちとしては新しい踏み込んだ支援だというふうには受け止めています。ただ、今竹内委員がおっしゃったように、その新しい支援策を適用しても、流域によってはかなり市町村の負担がダム計画から変更をしたことによって明らかに負担が増える可能性があるところがありますので、それについては、多目的ダム計画で進めてきた経過からいっても、県が市町村と協議しながら責任を持っていく必要があるだろうっていうことで、やはり20%、50%を超えた支援をしていくことを前提に、この項目は。

宮地委員長

よろしゅうございますか。どうぞ。

竹内委員

今まで論議の経過の中でかなりオーバーしてる、また流域によってもオーバーの仕方によっても差があるわけですよ。だからそのへんの、ですから、この文章で独り立ちしていくと、はっきりしたことが考慮というかたちになって、ですから、他のが20%とか50%っていうのは一定の全部、一律の当てはめなんですけどね、だからそのへんの基準というか、何か考え方っていうのがもうちょっとはっきりした方がいいような気がするもんで、今後進める、これを県の方が受け止めてどうやってくかについて、そういう論議の経過があったのかなと思って、一定の基準といえますか。

石坂委員

だから、考慮っていうのは限りなく変更することを前提に。

宮地委員長

なかなか数字的には示しにくいっていうところある。ただし、方向としてこう考えてほしいというところですね、きっと。

竹内委員

限りなく考慮をすると。

石坂委員

ある意味、限定された領域にはなると思うんですよ。多目的ダム計画があったものを変更するという流域自身、そんなにこれからもうどんどん出てくるわけではありませんし、そこについてはね、支援をするべきじゃないかというのが思いです。

宮地委員長

そうですね。いかがでしょうか。県の方もかなり努力をしておることは委員会としても評価はしてるわけですが。一番アッパーリミットは、始めの、1、2、3、4の上の第1番目の話。あそこにやったことが書いてあるわけですけども、それはいろいろ実情によって違う

だろうという意味だろうと思いますが。いかがでございましょうか。

それではこの利水のワーキンググループのご提言をしっかりと頭の中に入れて、これから各河川の答えを考えていくと。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

はい、それではこれはありがとうございます。利水の方がいろいろご苦労をいただいたと思いますが、よろしく委員の方々、お受け止めをいただきたいと思いますが。

はい。それでは次の、それでは議事の第2番目に入りますが、薄川の答申について審議をしていただきたいと思いますが。これは答申案を起草委員会でまとめたものでございます。薄の場合には、ご存じのとおり利水がございまして、ダムを造らないというようなことは大枠ではあるわけでございますから、そういうことを含めて答申を書いてみたわけでございます。それで、事務局の方でこの答申案を、そう長くございまして、読み上げていただきまして、ご質問・ご意見を承りたいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、それではお願いをいたします。

事務局

資料の2をご覧ください。

薄川おける答申案について読み上げさせていただきます。

「薄川における総合的な治水対策について（答申）（案）」

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた薄川の治水対策について、平成13年6月25日より審議を開始した。薄川は他の河川と違い、既に平成12年11月に多目的ダムの中止が決定されていたので、その治水対策について委員会としての考え方を取りまとめるにあたり、部会よりも小グループとして取り扱う方が妥当と判断し、薄川小グループを設置した。薄川小グループは平成14年8月22日から5回の審議を経て、薄川の治水に対する基本的な考え方を取りまとめ、その結果を平成14年12月25日に小グループ報告として委員会に提出した。委員会はこの報告に基づいて薄川の治水対策について検討を重ねるとともに公聴会を開催して住民の意見を聴取した。

以上のような審議の結果、委員会として次のとおり答申する。

薄川の治水対策に関する委員会の総合的判断

薄川について、最近の雨量資料を加えて洪水流量を再計算したところ、最大となる洪水のピーク流量は、現行の基本高水流量より低い値が算出された。さらに、今回算定された治水安全度1/80確率の洪水ピーク流量に対しては、河床の掘下げと一部区間の拡幅により通水断面が確保できることが確認された。

このため、薄川の治水対策としては、河川改修によることが適当であると判断する。

なお、薄川の基本高水流量については、奈良井川水系全体を考慮しながら合理的に決定する必要があると考える。

また、今後、薄川の治水対策の策定にあたっては、「流域協議会」を設置して住民の意見を計画に反映させるべきである。

総合的判断に至った基本認識

薄川の治水対策について

現行の薄川の治水対策は、80年に1回程度起こりうる規模の降雨を想定して計画されており、薄川の基本高水流量を田川合流点において毎秒580m³とし、このうち毎秒230m³を上流の大仏ダムで洪水調節を行い、これに基づいた河川の流下能力を河川改修によって確保しようとするものであった。

この点について委員会では、最新の雨量資料を追加して、想定される洪水とその対策について審議・検討を行った。薄川の治水対策についての委員会意見は、次のとおりである。

80年に1回起こりうる規模の降雨を想定し、24時間雨量による計画降雨量を201mm/24時間として 型及び 型の引き伸ばしにより洪水ピーク流量を算定した結果、田川合流点にお

ける洪水ピーク流量の最大は毎秒474m³と試算された。この洪水ピーク流量に対しては、河床の掘下げと河川の拡幅により通水断面を確保することが可能であることから、薄川の治水対策は河川改修によることを基本とするのが妥当である。

なお、薄川の治水対策に対する今後の課題として、委員会において次のような意見が出された。

- 1) 薄川は、奈良井川水系全体の中で計画が位置付けられている。また、今回の試算による最大洪水ピーク流量毎秒474m³は、雨量だけを見直した結果であり、このまま基本高水流量として確定されたものではない。今回の検討結果をもとに奈良井川水系全体を考慮しながら、他の諸要因の再検証を含めて薄川の基本高水流量を合理的に決定する必要がある。
- 2) 河川改修計画にあたっては、粗度係数などを含む流下能力の検証及び自然・生活環境に配慮した工法を採用することが必要である。
- 3) 薄川の河床掘削にあたっては、地質の詳細な調査を行って、周辺の地下水位低下及びそれに伴う地盤沈下について入念な検討が必要である。
- 4) 上流域の森林整備について、これまでの「森林(もり)と水のプロジェクト」などをいっそう充実した計画の推進が望まれる。
- 5) 想定以上の大規模な洪水にも安全に対応できるよう、洪水情報の提供や避難対策等のソフト面の対応が必要である。
- 6) 公聴会において、森林整備の長期的な取り組み、洪水対策としての遊水地の検討、土地利用計画の見直し、ハザードマップなどのソフト対策の推進、計画への住民参加などの要望が寄せられた。今後の治水対策策定に当たってはこの点についても留意すべきである。

答申の本文は以上です。

以下、別添1として「薄川小グループ報告」が8ページまで、別添2として「薄川流域公聴会の報告」、その後に付属資料1として、長野県治水・利水ダム等検討委員会の審議状況が1ページから11ページまで、11ページの一番最後のところには、本日の委員会の審議について項目のみ示してあります。付属資料の2として委員名簿を付けてあります。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、起草委員の間はずっと見ておりますが、皆さま方にはお示するのは初めてだと思います。どうぞご質問・ご意見等をいただきたいと思います。どうぞ。

藤原委員

この1ページのところで、一番下のとこですけれども、80年に一回程度の規模の降雨を想定してということで、基本高水流量は580m³/sとして、このうち230m³/sを大仏ダムで洪水調節を行うってなってますから、流量は350m³/sにするということになってたわけですね。ダムの計画では。

宮地委員長

はい。そうです。

藤原委員

そうですね。基本高水が580が474に引き下げられるということになるわけですね、これは。そうすると、350m³/sの河川改修を考えていたんだけど、474も河床の掘下げと河川の拡幅により通水断面を確保することが可能ということになったということなんですか。

宮地委員長

はい。そうです。474m³/sでも拡幅とそれから掘下げで対応できるということになりま

した。結論としては。

藤原委員

そうすると、これは基本高水が従来の580から474に引き下げることがまず一つありますね。

宮地委員長

いえ、ちょっとその点についてもう一遍私から説明したいと思います。ちょっとその言い方はあんまり正確でないと思っております。

藤原委員

ああ、そうですか。はい、わかりました。じゃあお願いします。

宮地委員長

はい。ちょっとそれご覧になったように、洪水のピーク流量という言葉を使っております。これは薄川の方ではですね、例の474を出した時に、これは基本高水ではないという見解が非常に強かったんでございます。これは一応今までの雨量を 型と 型で計算を仕直した結果の、洪水の一番多いところが474になったんだ。それでも流下することが可能であると。こういう薄川の見解でございまして。だから、ご覧になるとわかると思いますが、今度の試算の段階ではですね、やったものは、基本高水という言葉は使っておりません。基本高水を使ったのは今までの計算の580のどこだけ使っておるつもりでございまして。ですから、最後の2ページ目の1)、真ん中の1)のそこをご覧いただくとわかりますように、今回の最大洪水ピーク流量474 m³/s は雨量だけを見直した結果であり、このまま基本高水流量として確定されたものではないと、こう言っております。ですから、われわれは基本高水を下げたという見解は持っていないわけでございます。ただし、その後にもございまして、今回の検討結果をもとに奈良井川水系の全体を考慮しながら、他の諸要因の再検証を含めて薄川の基本高水流量を合理的に決定する必要があると。そういう見解でございまして。そのへんが委員会の議論とか小グループの議論を忠実に書いたつもりでございまして。その点はちょっとご理解いただきたい。だから、薄川の基本高水はこれからもっとちゃんとやり直せということがポイントでございまして。それにしても、現在勘定した量が流れないと問題になりませんので、それは可能であるから十分であろうと、こういう見解でございまして。

藤原委員、いかがでございましょう。

藤原委員

わかりました。わかったというよりも、説明はお聞きしましたということですが、やっぱり何となく、350 m³/s に流れるような河川改修を計画してたのにね、474も流れますよという、こういうふうにやれば流れますよという話なのかなというふうに思ってるだけで、基本高水を下げないという、将来はこれはきちんと合理的に決定するというので下げられる可能性はあるのかもしれないけども、少なくとも前回の時の580というのを出したのは 型で計算をして、この間の計算ですと、何か確率雨量の計算の仕方も変えてというふうなかたちで、 型及び 型の引き伸ばしによりということになって、洪水ピーク流量の最大は474 m³/s、これが基本高水じゃないんですよって言われると、ちょっとよくその途中の経過は知りませんのでね、小グループの間での議論というのを知らないんで、

宮地委員長

だから雨量だけをやったわけですし、粗度計数とか、何ていうんです、私はよく専門のことはわからないんですが、他のファクターは考えていないってことです。ですから、高水として出したのではないという考え方は首尾一貫しております。むしろ心配は、474を

これを基本高水だと考えてると、そういうように受け取られるてはまずいということになります。一番ポイントは。

他にいかがでございましょう。関連しても結構でございますが。

ちょっと心配してますのは、この洪水ピーク流量っていうのがなじんだ言葉かなと思ったんですが、わりに直感的に理解できるだろうと思ったんでございます。その最大というのは、今までのカバー率100%の基本高水ということになってしまいますけども、それは要するに他のファクターは考慮してないからそう断定できないと、こういう意味でございます。

はい、どうぞ。

藤原委員

1ページのとこの 薄川について、最近の雨量資料を加えて洪水流量を再計算したところっていうのは、再計算したっていうことですね。

宮地委員長

そうです。

藤原委員

だから、今までの雨量計算でやればここで1/80で580になるというのを、雨量資料を新しいのを使って再計算したら474になったと。

宮地委員長

雨量資料も範囲を広げましたし、それから計算方法も追加したわけです。 と と。そういうことでございます。

藤原委員

ですけど、やり方とすると、基本高水の計算方法をやってるわけでしょ。

宮地委員長

洪水ピーク流量の計算をやったわけです。貯留関数法によってやったわけです。

藤原委員

やったということですね。

宮地委員長

はい、そうです。何を、その流量の中で何を基本高水にするかっていうのは、またいろいろ見解が分かれることだというのが委員会の中での話です。

いかがでございましょう。他に。起草委員の方はひとつ、私だけ返事してるよりは補足をなさっていただいた方がいいと思いますが。はい、どうぞ。いいですか、はい。じゃあ松島さん。

松島(信)委員

私が小委員会で高田さんの説明を聞いておった印象では、これをさらに検討すれば、このピーク流量は400いくつかよりさらに下がるはずだというような説明をやっていたと思いました。

宮地委員長

つまりさっき言った、粗度計数とか他の要素を考慮すればですね。そういうことはおっしゃっておられました。

石坂さん、どうぞ。

石坂委員

ちょっと改めてお伺いしたいんですけど、この流域については政府の側からのね、ダム中止が既に勧告されていた中で委員会が検討したっていう経過になると思うんですけど、そういう中で、だからダムによらない改修が可能であるかということ、逆に最新のデータで検証する方法の一つとして今回雨量データでの計算をして今の474というのが出たことにより、このデータから検討してみれば、河床の掘下げと改修、拡幅で、河川改修で十分最大ピーク流量を飲み込むことができる河川改修が可能であるという結論を出すに至ったというふうに、逆にそういう角度から考えられるということではないでしょうか。

宮地委員長

はい。そのつもりなんでございますが。

石坂委員

はい、わかりました。

宮地委員長

どうでしょうか。言ってることは、これでももっと本当の基本高水、議論を突き詰めて言えば、もっと下がる可能性は高い。しかし、これでも飲めますよということです。政府の方のダムを造らないという方針のことは小グループの報告の方に盛ってございますんで、こっちは書きませんでした。

いかがでございましょう。はい、どうぞ。

植木委員

この薄川の計算方法が多少いろいろと吟味しながら、例えばトーマス法からガンベル法に替えたりですね、それから単なる実績降雨の引き伸ばしを型から、も加えてやったというようなことは、非常にある意味では、これまでのですね、基本高水を考える上では大きな転換だと思っております。これは基本的には国土交通省がダムを中止と言った。そのことによって、こういった新たな精査が可能になったということだと私は理解しております。したがって、国土交通省がダムを中止と言わない限りは、基本的には従来の河川計画の手法からは一步も出れないんだということで、ずっと今まで議論してきているわけですね。私のこれはとらえ方で申し訳ないんですが、ここのところでですね、私としてはちょっと、何ていいますか、不満があるんですね、実は。言ってしまう。私は今回の薄川のこういった計算の仕方というのは、ある意味では大きな前進だと思っております。これがですね、やはりこの枠組みが国土交通省という中でしかわれわれは議論できなかった、あるいは他の9河川ができないんだということですね、今回のこれによってですね、多少、別な方法で見てもいいんだろうというような考え方で、例えば二つのケースを考えてもいいんじゃないかというようなですね、私は方向性で考えてもいいんだろうというふうに個人的には思っています。確かに国土交通省の考え方はそれはそれでいいでしょうと。でも一つの対案として、例えばトーマス法からガンベル法に替えたように、岩井下限法からガンベル法に替えたように、あるいは型から型も含めて考えたように、そういった考え方もわれわれはたとえ認められなかったとしても、われわれは、われわれの判断で計算しなおして提示してみるという手もあるんだらうなというふうに、私はこの薄川の小委員会で実感したところでございます。

宮地委員長

はい。この場合はですね、委員会の小グループの中で、国土交通省がどう考えるかということは別にしまして、580という数字がいかにも突出をしておるということは小グループ

の委員の一致した見解でございました。それを強く指摘して、それによって見直しが行われたと、私は理解しておるんでございますけども。だから確かにそれがなかったら、国土交通省の問題がなかったら見直さなかったかどうかは別にしましてですね、これは非常にいいチャンスであったと。それでその結果がやっぱりそれに出てきた一つの大きなかたちだろうと私は思っております。ただ、この後でさっきから何遍も申しておりますように、基本高水をどう考えたらいいか。これはちょっといまんとこ、われわれの委員会としてはそこまで議論をしなかったと、そういうことでございます。

いかがでしょうか。この答申に対して、そうご異論はないように思うんでございますが、こういうことを一応委員会としての答申案と考えてよろしゅうございましょうか。

(いいです)

それでは、そういうことで、ただ今日ご欠席の委員もおられますので、改めてですね、ちょっとご欠席の委員のご意見も伺ってみます。大きなご異論がなければ、あと細かい字句の訂正があるかもわかりませんが、そのへんはちょっとお任せをいただきまして、これを原案として答申をしたい。そういう方向で今日は結論を得てよろしゅうございましてでしょうか。

(はい)

はい。それではまた、どういう最後のなかたちになったか、変更がありましたらもちろん皆さま方にもお知らせをいたしますし、それからいつ答申案を持っていくか。これもいろいろ知事のご都合もあるし、こっこの委員のご都合もありますから、また適当な方にご一緒をしていただくことをお願いすると思いますが、その時はひとつ時間の許す限りご協力をいただきたい。そういうことでよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは薄川はこれで一応話の大本はできあがったと考えております。ありがとうございます。

それでは次の議事の3でございまして、郷土沢川の答申について。これも原案がここにございます。起草委員会でまとめたものでございまして、一度皆さま方のお手元にも差し上げて、ご意見も承りましたが、その後のご意見を入れまして少し訂正をさせていただきます。それではこの答申案を事務局の方で読み上げていただきたいと思っております。お願いいたします。

事務局

それでは資料3をご覧いただきたいと思っております。

「郷土沢川における総合的な治水・利水対策について(答申)(案)」

当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた郷土沢川について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って郷土沢川部会を設置した。郷土沢川部会は平成14年4月22日から15回の部会審議(うち現地調査3回)と1回の公聴会を経て、「郷土沢川部会報告」(以下、「部会報告」という。)を取りまとめ、その結果を平成14年12月25日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに郷土沢川の治水・利水対策について審議・検討を重ねた結果、以下のように答申する。

郷土沢川の治水・利水対策について 総合的判断

郷土沢川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次ぎのとおりである。

1. 郷土沢川の治水対策

委員会は、ダムによらない嵩上げ及び引堤による河川改修が郷土沢川の治水対策として妥当であると判断する。

この治水計画を進めるに当たっては、最下流区域の河川改修を早急かつ優先的に着手すべきである。また洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策が必要であることを付記する。

2. 郷土沢川の利水対策

委員会は、虻川からの取水、既存井戸及び新規井戸の最適な組み合わせにより計画水量を確保することを、郷土沢川利水対策の基本方針とすべきであると判断する。

この利水計画を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応されることを要請する。

- 1) 委員会に示された水道水源確保に係る支援策にしたがって、県は村の利水対策に対する財政的支援を明確にすると同時に、特に新規水源の調査・開発について、村と協議して協力すべきである。
- 2) 虻川からの取水に伴う水利権の申請や現在の水道実施計画の変更について、既得水利権者の了解を得るために県は積極的に助言、協力すべきである。
- 3) 化学肥料の過剰投与が主原因であるといわれる硝酸・亜硝酸性窒素汚染に対して、県は村と協力して地下水の窒素汚染を抑える対策を講ずべきである。そのためには、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設のほか、「汚染物質の除去と放出禁止条例」を制定することを要望する。
- 4) 利水対策は村民にとって将来にわたる課題である。如何なる方法を駆使しても郷土沢川の水を飲みたいという村民の意見を尊重しながら、県、村及び住民の合意の下に利水計画を設定することが望まれる。そのためには、県は「流域協議会」を設置し、住民投票なども考慮に入れて住民の合意を得るよう最大限の努力すべきであることを付記する。

総合的判断に至った理由

1. 部会報告の概要

郷土沢川の治水・利水対策についての部会報告は、次の2案の両論併記であった。

1) 多目的ダム建設による治水・利水案

A案 ダム＋河川改修による治水・利水対策（以下A案という。）

ダムによる洪水調節と引堤による治水対策（改修区間1.3km）と、ダム及び既存井戸からの取水により計画取水量を確保する利水対策

2) ダムによらない治水・利水案

B案 嵩上げ及び一部引堤による応急河川改修（改修区間1.5km）の治水対策と南部簡易水道の水量の一部を北部簡易水道に転用し、既存井戸と新たな井戸とあわせて計画取水量を確保する利水対策（以下B案という。）

C案 B案と同じ治水対策と既存井戸と新たな井戸により計画取水量を確保する利水対策（以下C案という。）

2. 委員会における審議の概要

部会報告を受けた委員会の郷土沢川治水・利水対策についての審議は概要次ぎのとおりである。

1) 郷土沢川の治水対策

郷土沢ダムは、中山間地の局地的な治水・利水対策を目的とする生活貯水池として計画されており、治水対策として必要な河川改修区間は、A案で約1.3km、B、C案では、1.5kmと両者にはそれほど大きな差はない。

A案ではダムの洪水調節による下流地域の治水効果はあるものの、ダム建設に多額な経済的負担を要し、現在の県財政状態に大きな圧迫となる。また風化しやすい地質に起因するダムの堆砂問題あるいはダム建設による自然環境への負荷など大きな懸念がある。

治水対策に限れば、B、C両案の内容はまったく同じで、既存の堤防を生かし、現状河床勾配のままで流下能力を確保するというものである。この案は、堤防に対する水の衝撃力を緩和させていないので、本格的改修A案とは区分して応急的と呼ばれているが、用地費が最

小限で済み、1/30の治水安全度を満足し、流下能力の面ではA案に比して遜色はない。また、部会で危険箇所として優先的改修を要望されている区間も、流下能力でみれば満足している。さらに経済的にも安価で県財政に対する圧迫も少なく、ダム建設による自然環境への負荷も軽減できる。

以上を総合して、委員会においては郷土沢川の治水対策としてダムによらない河川改修案を妥当とする意見が大勢を占めた。ただし状況に応じ、洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策が必要である。

2) 郷土沢川の利水対策

郷土沢川部会報告の利水対策は次の3案であった。

A案 計画取水量1,850m³/日のうち、ダムで1,000m³/日、既存井戸4基で850m³/日を確保する。

B案 計画取水量1,850m³/日のうち、430m³/日を南部簡易水道の新たな水源である虻川の水量から転用し、既存井戸3基と新規井戸2基で1,420m³/日を確保する。

C案 計画取水量の全量を既存井戸3基と新規井戸4基で確保する。

A案については、水質に不安のある水源の転化による安全な水道水の供給や湯水時の安定した河川維持流量の確保とかんがい用水への補給が可能であるという利点はあるが、ダム建設に伴う経済的及び自然環境への負荷の問題はこの利点と表裏一体として付きまとう欠点である。

一方B案とC案の相違は、計画取水量の確保の方策として、南部簡易水道水源である虻川の水量を転用する方法と、新規に地下水に水源開発を求める方法のどちらに重点を置くかという点にある。委員会では、この2案は、ダムによらない利水対策の中での現実的な手法の選択肢であるとする意見が強かった。そこで委員会の審議はB、C両案をひとくくりのものとする視点に立って審議が進められた。

B、C両案にはそれぞれ次のような利点及び問題点が挙げられる。

B案 北部簡易水道への連結により既存井戸の希釈による水質改善が可能という利点がある一方、虻川の取水は南部簡易水道水源のみの取水について既得水利権者が了解しているが、北部簡易水道への連結については新たに既得水利権者の了解が必要であるという問題がある。

C案 豊富であろうと予想される地下水源の利用の可能性に対して、将来の水源の汚染拡大及び水源枯渇の心配がある。

B、C両案に共通する最大の問題は、現行制度の中で考える限り、ダムを利用する利水計画に比べて、ダムによらない利水計画が村の財政にとって大きな負担となると予想されたことであった。

この点について、新たな水源開発の調査・検討と取水施設の維持管理費並びにそれに対する県の財政的支援の可能性をめぐって多くの意見が交わされた。また、水源転用に伴う水利権の調整問題及び硝酸・亜硝酸性窒素による水源汚染除去対策についても議論が交わされた。

利水問題について出された意見の主なものは次のとおりである。

ダムありダムなしにかかわらず、初期投資に関しては、利水に対する県と村の負担は、合わせて約10～11億円という試算でほとんど同額である。現行制度では、ダムありならばほとんどが県の負担、ダムなしならばほとんど村の負担となっているが、今後の長野県の利水問題を考えると、このような画一的対応は考え直すべきであり、県と村とは痛みを分け合いながら役割分担を話し合うことが必要である。

利水WGから、ダムを造るとしたときの県の負担を上限とする財政支援を考えよとの提言があった。

ダムによらない利水計画について、新規水源調査を含め汚染処理施設及び維持経費について明確な県の財政支援を約束して欲しい。

この地区には大量の水を必要とする南信食肉センター計画があったと聞く。地下水は豊富であると思われる。

ダムなしの場合の利水負担金額は最大限を見積もったものであって、水源調査の結果によっては経費節減の可能性が大きいと考えられる。

湧水時には小渋ダムから竜東一貫水路により放水可能である。

虻川からの取水及び南部簡易水道と北部簡易水道の連結に絡む水利権については村の問題ではあるが、県も明確な情報を提供するなど協力することを望む。

硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設について県は明確な方向性を示すことが必要である。

硝酸・亜硝酸性窒素による水源汚染を除去する対策は全国的に改良が進んでいるのでそれを参考にすべきである。

ダムの有無に係わらず、地下水汚染の原因探求と汚染低減方法を確立すべきである。

県は地下水源調査を積極的に行うべきである。

節水意識の向上が必要である。

節水と地下水の保全と涵養について、条例による義務づけが必要である。たとえば、淀川水系流域委員会における水資源管理協議会、あるいは「汚染物質の除去と排出規制条例」の制定も一案である。

第24回検討委員会において、幹事会から「水道水源確保にかかる県の支援策」が示され、さらに第26回検討委員会では、この方針に基づいた具体的な支援額の試算が示された。

県内全市町村を対象とし、初期投資について、新規水源の調査、水源確保に要する経費及び当該水源から浄水場までの施設の整備費について、特にダム代替の場合には優遇して補助するというこの方針を、委員は評価を持って受け止めた。郷土沢川の場合、これによりダムを建設する場合よりダムを建設しない場合のほうが利水に関する村の負担は軽減され、特にB案についてはその差が大きいことが明らかになった

以上を総合して、県による利水対策に関する財政支援、水利権問題についての積極的な助言、地下水汚染対策に関する村との協力を前提として、虻川からの取水と既存ならびに新規井戸開発の適当な組み合わせを郷土沢川の利水対策とする、というのが委員会の意見となった。以上

この次のページちょっと見ていただきたいと思います。この後に、資料として、別添1として郷土沢川部会報告を付けたいと思います。それから付属資料1、2でございますが、これは先ほどの薄川と同様、この検討委員会の審議状況及び委員の名簿を添付したものを最終版として知事答申の場合には付けたいと、このように思っております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。添付資料、十分にそろえてございませんけど、それは既にご存じだと思います。以上の答申の原案でございますが、いかがでございましょうか。ちょっと補足しますと、前にお示ししたのに特に加わってるのは「汚染物質の除去と放出禁止条例」、そういう項目がひとつはっきりとうたい込んだということが主なところでございます。

いかがでございましょうか。ちょっと今読んでいて「てにをは」の点で、2ページの、4)の「...の合意を得よう最大限の努力すべきである。」「最大限努力すべきである」でしょうね。「てにをは」でつまらんことですが、「の」を取った方がよろしいと今読んでて思いました。

どうぞ内容に関することでご意見をいただきたいと思います。ご存じのように、郷土の場合には両論併記の中からこういう論法で引き抜いたわけでございますが、いかがなものでございましょうか。郷土の部会長さん、竹内さん、起草委員でもございますけども、いかがでございましょうか。

竹内委員

郷土の思いが入ってまして結構だと思います。

宮地委員長

部会報告の言葉をなるべく入れ込んだつもりでおりますが、他にいかがでございましょう。どうぞ。

高橋委員

2ページの中にですね、住民投票なども考慮に入れてという項目があるんですが、委員会としてはそこまで書くべきなんではないでしょうか。住民投票という問題を。

宮地委員長

はい。その点はね、ちょっとここは部会報告にあった言葉を入れたわけでございますが、これについては、やはり今部会長おっしゃったような、郷土の思いが込められているというふうな部会長さんのご意見もございましたので、あえて残したわけでございます。それは村の最後を決める時にいろいろお考えになる、そう言ってる方もありますよという意味だと思いますが、今の竹内部会長がおっしゃった思いだと、私は思ってるので、どうでしょう。

高橋委員

部会報告には生でいいと思うんだよな、それは。委員会としてどうかってこと。

竹内委員

要するに、前も住民投票についてお話を申し上げてるんですけども、これはいわゆる豊丘の村長さんから出された意見ですが、その思いというのは、ずっと放置されないで、流域協議会なども通じて合意形成を図っていくわけですけども、ずっととにかく県とのやりとりの中でも、とにかく住民投票へいかなくてもね、決着を図ればいいわけですけども、そういう思いというのは、最悪住民投票っていうことにならないような施策をやってほしいと。こういう意味のこの私は思いが入ってると思うんですよ。村長さん言われる思いは、ですから、そういう意味で、ぜひ住民投票ということも入れておいていただいた方が、より納得できる施策が推進できるのではないかなと、こういう趣旨だと私は受け止めてます。

高橋委員

いいですか。理解はできるんですけども、両論併記で出てきたものをですね、ダムなし案で委員会が答申するわけですから、それに対して、住民投票をやってもいいですよ、と。やりなさい、やることも考慮に入れてますよ、という条件付きのように取られては、というように私は思うんですよ。

宮地委員長

そうですか。それほど強い条件にしてるつもりはないと私は思うんでございますが。

高橋委員

ですから、今部会長の言っている住民投票の意味と私はちょっと意味が違う。違った意味での住民投票。両論併記に対してダムなし案で答申したという中で、そういうことも含めて住民投票も考慮に入れてやりなさいよと、いうように取られては困りますよということ。ですから、部会報告の中での住民投票というのは、あくまでも部会報告が添付されますから、十分そこで反映されてくるんじゃないかと。委員会としてそこまでやるのかどうかということです。

竹内委員

だから、逆にそこまでなぜ検討委員会が否定する必要があるのかということをお聞き

逆にしたいですね。住民の皆さんの意向として出てきた話についてですね、部会報告として。

宮地委員長

方法はどうかと、いずれにしてもこの答申について、たぶん県の方は住民に、こういう考えでやるがどうかということをお示しするわけですね。そういう場合の対応はある、いろいろあるわけだと思っております。ですから、その時に住民投票やれと言ってるわけではないですけど、そういう声が部会の中であったから、そのへんはちょっと書き込んだと。いかがでしょうか。

高橋委員

いいですよ。部会長がいいって言ってますから。特にいいんですけれども、私はそういうふうにちょっと感じたんです。

宮地委員長

はい。それからちょっと先ほど申し上げそなったんですが、5ページのところで、実は県の財政支援についての話を少し郷土の場合には踏み込んで書いてございます。ちょっとくどくなったかなと思いますけども、そういうことはちょっと前からと違ってあります。

いかがでしょうか。どうぞ。

石坂委員

今の住民投票のことについての考え方ですけど、部会の中から意見が挙がったということに対して、それも一つの材料というぐらいの位置付けでね、重点はやっぱり住民合意をどう得るかというところに私もあると思うんですよ。そういう点では、既にこれからスタートしてくわけですけど、例えば浅川・砥川でも流域協議会ができていくわけで、この流域でも流域協議会ができたり、その中での住民意見がいい意味で生かされていく中では、何も投票まで持ち込まなくても合意形成は可能な場合もね、むしろその方が今後の展望としてはあるんじゃないかなというふうに思いますし、財政支援の問題でも、より具体的な方向が進んでいくと、かなり今まで、従来の経過の中で、本当にその思いが、思いというのは住民の皆さんの思いですけど、その思いが県の施策に生かされるのかなという点の、不信とまでは言うと言い過ぎかもしれませんが、生かされないのではないかという不安な思いがね、やはり部会の議論の中では住民投票っていうようなご意見にもなっているのではないかと。だから、これが今後の流域協議会が設置されることをはじめ、さまざまな合意形成の県と市町村を含めた努力の中では、逆に合意形成が広がっていく方向に私は確実にいくと思いますのでね、部会の中で挙がった、そういう意味でのこの時点でのご意見という点で反映するということは、それはそれでいいでしょうと思いますけれども。

宮地委員長

はい、はい。確かにおっしゃるように、この文章の2ページの最後のところのポイントは、「住民の合意を得るよう最大限の努力をする」と。そこにポイントはあるんだと、私はそのつもりでありますけれど。ただし言葉は動いていきますけど、気持ちはいかがでございましょう、今の石坂委員のご意見も、どうぞ植木委員。

植木委員

はい。私も起草委員で、この取りまとめには基本的には合意していたんですが、やはり今高橋委員さんからですね、この住民投票っていう問題が出されたわけですね。私もこれどうも気になりますですね、今読み返してみるとですね、果たして住民投票という手段、基本的にはそれをやった場合にですね、われわれはダムなし案なんですね。ダムなし案ということていくんですが、住民投票が一人歩きしてですね、住民投票もいいじゃないかと。検討委

員会はそう認めてるんだからやりましょうとあって、これがどっちに転ぶかわかりませんが、もし行われた場合を考えた場合にですね、まったく検討委員会との考え方とは違うような方向に出る可能性もあるわけですね。そういう非常に何と云うんですか、この案自体が不安定な内容を含んでることについてですね、私自身ちょっと気になり出しました。今読んで、聞いておまして。このとらえ方だと思いますね。住民投票っていう意味のとらえ方だと思います。今石坂さんが言われたようにですね、最大限の合意を得るような努力をするんだというような話は、私は基本的にそうだと思います。それが住民投票という問題も、これも合意を得る一つの手法だという理解してですね、これが行われた場合に、どうその結論に対してわれわれは判断していいのかということがちょっと今聞きながら思ったんですけども。ちょっと何とも歯切れの悪い言い方なんですけどもね。

宮地委員長

ただですね、私の意見を申し上げますと、住民投票っていうのは県がやるわけじゃなくて村が選択するわけですね。つまり、じゃあ今のようなご心配はあるかもわかりません。もしそうならですね、結局検討委員会がどうこうというよりは、やっぱり県が考えている方向が住民に合意を得られないってことなんですよね、話は。だから、その時はその時でやっぱり考えなきゃいけないだろうと、私は思うんです。委員会の考え方がどうであったにしてもですよ。つまり委員会の考え方はこういうことである。この方向でいく。それに対して県が、それじゃあこういう方向で考えましょうという案を示すわけですね。それに対して住民の合意がどういう恰好にしても得られないとすれば、それはまたやっぱり委員会がどうこう立場というよりは、県が対策をどう考えるかという基本的な問題に戻るんだろうと、私は思うんですけどね。

植木委員

なるほどね。よろしいでしょうか。

まさに委員長が言われたとおりだと思います。ただしですね、ちょっとすいません。もう一言、言わせていただければ、こういう答申の性格ですね。性格をどういうふうにしていくかという場合に、ある程度一つのわれわれの考えた意見を筋が通るように出すべきだというふうに思うんですね。ですから、あいまいとなるような表現はできれば避けた方がいいのではないかとというのが個人的な言葉でして、決してこれをですね、入れなくてもですね、流域協議会を設置し、住民の合意を得るよう最大の努力をすべきであるという、これだけでも十分ではないかというふうにちょっと思ったもんですから、

宮地委員長

なるほど。そういう見解はございますね。

植木委員

決定は皆さんの指示に従います。

宮地委員長

いかがでございましょう。いろいろ意見ございますが。

松島（信）委員

私は宮地委員長とこの点については最初から対立しておりました。なぜ対立しておるかについていいますと、村長さんをはじめ村の意見は、検討委員会でダムは否定されたという経過はあったとしても、ダムをあくまでも推進したいというのが現状の意見です。村長さんが再選された言葉の中でもはっきりとそうおっしゃっておられました。したがって、これが一つの今後の焦点になるかなと思います。

高橋委員

ですから、私はもし住民投票をやってダムという案になったっていう場合にどうなるんでしょうかという、心配してるわけです。

宮地委員長

ですから、それは私は基本的に住民の合意を得られなかったということになるんだろうと思いますよ。それは、どうぞ。

宮澤委員

私も今の委員長の案に賛成です。といいますのは、ここまで論議した時に、これを削った、これ論議にならなければいいですよ。論議になってですね、一つの大きな民主主義の選択肢をですね、ここからカットしたということはですね、今委員長が言われるようにですね、一つのやっぱり、私は焼き物屋なもんですから、火の懷に委ねると。人事を尽くして火の懷に委ねるという気持ちからすればですね、やっぱりみんなで論議して、という今委員長の私は気持ちがそこに現れておいでになられるんじゃないかと思いますので、これは別に残されても大きな問題にもならないし、それから今委員長の説明ですべてが尽きていると、私は思います。

石坂委員

多少繰り返しの意見になりますけど、宮澤委員の意見に賛成ですが、委員長が今言われたように、結果として私たちは精いっぱい議論して、これをまとめていくわけですが、部会からも住民投票の意見が強く出たことの反映がここにあるのであって、この答申を出した以後は、もう委員会の手を離れて県のご判断になり、最終的にはこれは住民合意がない限りは押し付けるわけにはいかないわけで、それから先のことは、もう委員会の手を離れた問題だと思うんですよね。その中で合意を得られないものを押し付けるわけにはいかないわけですから、それはその時点で住民の皆さんと地元、豊丘村、それから県との間で協議してお考えいただくしかないわけで、そこまでどこまでもこの委員会が引きずっていくわけにもいかないという点では、現時点での最良といいますか、議論の取りまとめとして、しかし私はそうじゃなくて、この間いろいろ発展してきてます住民合意のかたちと、それから県の新たに示された具体的な支援策、それらが理解されてく中で必ず合意の方向に広がっていくと思いますのでね、心配しなくてもいいんじゃないかと思っていますけれど。

植木委員

じゃあ結構でございます。はい。

高橋委員

いいですよ。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

植木委員

いいです。

宮地委員長

そのへんは、竹内委員どうぞ。

竹内委員

そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。それと、もう一点、その一方です。ですから二律背反じゃないですけども、これ要望するようになってるからいいんですが、起草委員会では例えば条例の制定、放出禁止条例の制定については、どこが主体になるかといったら恐らく村じゃないかというお話なんです。ですから、これはちょっと考えがあるということだけお聞きだけ、別に削れとかそういうことじゃないんですけど、聞いておいてもらいたいのは、例えば農薬の問題があるわけですね。

豊丘村というは、やはり名前のとおり豊かに、それこそかじとかですね、1年通してやられてまして、だから、その生活の糧といわゆる農薬の絡みっていうのは当然出てくると思うんですよ。だから、そこまで踏み込んで村が作るべき、村の方策についての汚染対策、物質の対策の除去について農薬も含めて踏み込んでやった場合に、要望ですからいいんですけど、かなりの論議というものが巻き起こるということは、私は予想はしている話なんです。だから、そこまで踏み込んでっていうのは、当然対策は村としても当然独自のことをやんなきゃいけない時代ですから、それはいいんですけども、そんなふうに感じてるっていうことは一つ、申し上げてだけおきたいと思います。

宮地委員長

はい、わかりました。これは、要するに、硝酸・亜硝酸の除去の話がかなり出てましたんでね、それほど除去、大変なことならば、やっぱりそういう制定、条例による制定というものを考えてもいいじゃないかと。それは要望するということでございますので、そういう意味にご理解いただきたいと思いますが。

いかがでしょう。だいが議論もこれ読みましたんで、これはたぶん議事録を読んでいただければいろいろご理解もしていただけるとは思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(結構です)

はい。それでは、この委員会ではこれを原案とする、先ほどの最大限努力すべきである。すいません。どうぞ。

藤原委員

住民投票のことは話は今決まったっていうことでいいんですが、一つ、確認しておきたいところあるんですが、5ページのとこの下から8行目なんです、「特にダム代替の場合には優遇して補助するというこの方針」って書いてあるわけですね。

それで、前回の時もお聞きしたんですけども、今日高橋さん、幹事長はおいでになってるんで、もう一回確認しておきたいんですが、駒沢川の場合には、一応部会の報告とするとダムによるということになってますから、ダム代替ではないんですが、この場合の利水の問題について、新規水源の調査の初期投資についてですね、このことについてはダムによるということになってますから、優遇して補助するということはないということになるわけですか。ちょっとそこのところ、先週も、前回の時も同じようなことだったんですが、その時は高橋さんおいでにならなかったんで、一応確認しておきたいんです。

宮地委員長

つまり、この答申自身じゃなくて、他のことですね。

藤原委員

この文章っていうのがですね、駒沢川の方に影響してくる可能性があるもんですから、ち

よっここだけお聞きしておきたい。

宮地委員長

でも、この文章は前の県の説明のままですよ。

藤原委員

はい。だから、これはいいんですが。

宮地委員長

ですから、それは駒沢の場合にどうなるかという話ですね。

藤原委員

「ダム代替の場合には優遇して補助するという方針」だというんですが、ダムによるという場合には、この優遇して補助するという事は、もう見込みがないんだということなんでしょうかということ、もう一回今日高橋さんおいでになるので確認したい。今回のこれに関係してません。

宮地委員長

はい、この答申はよろしいですね。

藤原委員

この答申の問題ではなくて、

宮地委員長

この言葉で今気が付いたということですね、

藤原委員

この言葉についてちょっとお聞きしておきたいなということです。

宮地委員長

どうでしょう。それね、駒沢の時にお話しただいたらいかがかと思うんですが。どうでしょう。今すぐご返事いただかなきゃいけない。

藤原委員

いや、駒沢の時に高橋さんおいでになればいいんですけども。

宮地委員長

駒沢の時、おいでいただけるつもりでおりますが。

藤原委員

なら、その時にお聞きします。

宮地委員長

1時からならおいでになりますね。

藤原委員

わかりました。じゃあその時で。

宮地委員長

午後1時から駒沢の議論に入ります。黒沢は後回しにしまして。というのは幹事長、1時間ぐらいしかおいでにならん。その間に今の話を出していただいて、いかがでしょう。

藤原委員

はい、わかりました。お聞きしたかったんで。

宮地委員長

それでは、この郷土沢の話、この委員会でご了解をいただいたと。ちょっとまだ修正する点があるかもわかりませんし、先ほどと同じように、ご欠席の委員にも改めてちょっと意見をお伺いします。しかし、大体大筋によって変わらないということになれば、これを答申としたいということでございます。同じように、これを知事に持っていくのには、先方のご都合もございましょうし、こちらの委員のご都合もございましょうから、また適当な方に複数で行っていただくようお願いをしたいと思います。たぶん今日の話で、薄とこの郷土の話は同時に持っていけるだろうと思っておりますが、そんなことを予定しておりますので、以上のようなことでご了解をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは郷土沢の答申についての話は終わりました。

ちょうどですね、予定しました、これで、今まだ10分前なんでございますが、午前中ここまで切って、午後、先ほどご心配の駒沢の話についていろんな話が出ておりますので、幹事長おいでのうちに今の藤原委員のご質問はぜひお答えしていただくように考えてお願いしたいと思います。

藤原委員

はい、わかりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

それではちょっと10分ほど早うございますが、これで午前中の審議を終わらして、休憩いたします。ありがとうございました。午後は1時から。それでは午後1時からお願いいたします。

(昼食休憩)

田中治水・利水検討室長

それでは大変お待たせをいたしました。午後の審議の方を再開をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。それでは午後の審議を再開いたします。

お手元の順番では4番目に黒沢川流域の治水・利水対策についてとなっておりますが、実は駒沢川のことについて、先ほど藤原委員のご質問、あるいはわれわれがお願いしました返事について幹事会の方の都合もありますので、実はこの駒沢川流域の治水・利水対策、これを先にやりまして、あと黒沢川と角間川に入りたいと。午後、そんなふうな予定であります。大体5時まででございますので、休憩時間をちょっと除きますと、大体一つ平均1時間ぐらいの審議でいかないといかんだらうと思っておりますが、そんな予定であります。

それでは、まず駒沢川の流域のことにつきまして、前に駒沢川流域面積についての県の見解を出してくれと。もう一度お願いしたいということをおきました。それについてご説明をいただきたいと思っております。はい、お願いいたします。

幹事（河川課長）

はい。河川課長の小林正登と申します。それでは資料5をご覧くださいと思います。

「駒沢川流域面積について」ということで、流域面積を決定する際の基本的な県の考え方につきましては、前々回の26回の検討委員会の資料でもってお話したとおりでございます。

議論となっております平坦部については、降雨による表面水が駒沢の方へ流れ出るもの、それと駒沢川と高橋川の方へ流れるもののが混在していると判断をし、駒沢川の方へ流入する可能性のある区域を駒沢川の流域面積としました。

明瞭な尾根線等により確定できない地形については、厳密に流域界を決定することは極めて困難ということでございます。

前回の委員会での審議を踏まえ、流域界を決める一つの方法といたしまして、駒沢川と高橋川の流量観測を行いまして、流量比により流域面積を分割する方法が考えられます。この方法により流域界を想定をしても、計画降雨量があった時には河川へのどのくらい流量が流出しているか解析することが非常に重要と考えております。

現地の方の農業用水路につきましてはの評価でございますけども、簡易的にその流下能力について検証をいたしました。対象流量は、河川計画で用いられる合理式により算出し、既設水路の流下能力、水路断面と縦断勾配から算出をいたしました。

一番北、次のページの図面の方とちょっと見てご覧をいただきながら、こうすればありがたいんですけども、一番北側の農業用水路は、流域面積が0.2km²として算定をいたしました。この結果、北水路基準点では、1/30の年確率で流量は4.2m³/s毎秒の流量が見込まれ、既設水路の対象とした断面、流下能力につきましては、1.1m³/s、さらに中央水路での流下能力は0.7m³/sをあわせても流下能力が不足している結果となりました。

以上のような状況を踏まえまして、流域面積につきましては、今後駒沢川と高橋川について流量観測等を行い検証していくなかでもって見直しを考えていきたいと思っております。以上でございます。

宮地委員長

こういう見解なんですけど、ご質問がたぶんあると思います。どうぞ。

藤原委員

このあれで「議論となっている平坦部については、降雨による表面水が駒沢川へ流れ出るものと、高橋川へ流れ出るものが混在していると判断し」というのは、もう既に、この間の基本高水を既に決める時にもうそういう判断をして、駒沢川へ流入する可能性のある区域を駒沢川の流域面積としましたということですか。要するに示されてる5.2m³/sっていうふうなものがありますね、基本高水。その5.2m³/sを決めるにあたっては、混在しているというのはわかってたんですけども、駒沢川へ流入する可能性のある区域を駒沢川の流域面積としましたということですから、5.2m³/sを出したところについては、そういう判断をしてやったんですということですか。この「しました」ということは。

幹事（河川課長）

今、委員さんのご発言のとおりでございます。

藤原委員

とすると、その5.2m³/sというものについては河川課では正しく判断をしていたということになるんですか。

幹事（河川課長）

そのとおりでございます。うちの方の今までの解析方法っていうか、等高線だとかそっ

うのもってやっていると、こういう現地を見る中でもって、混在する中でもって、5 2m³/s についてはそういうことでございます。

藤原委員

部会とか、それから検討委員会で指摘されてるのは、それは間違えだったのではないかという指摘をしてるっていうのはご存じですよ。にもかかわらず、今日出された見解というのは、従来のが正しかったということを県の方では主張するという意味なんですか。

幹事（河川課長）

今まではそういうことでしたけども、一番最後の2行にありますとおり、いろいろと現地だとか細かいところを見るうえで、流量を確認して検証していく中で、見直しも必要かなっていうことでございますけども。

藤原委員

部会でも指摘されたし、私たちの調査でもそうなんだけど、やはり流域面積の算定の仕方が間違ってるんじゃないかという指摘をずっとしてたわけですよ。ここの部会、2月になっての部会ですけども。それと、それから現地調査をして、これは違うんじゃないかというふうに言ってるわけですよ。だから、そのところについては間違えではないということは、この3行の中にあるんですか。ちょっとそのところが、やっぱりここのところでね、そのところが流域面積としましたというのは、これはそういうふうに取りられるんですよ。単なる流量の問題でいうよりは、むしろ流域面積の算定の仕方がおかしかったんじゃないですかと言ってるんですが、それについては正しかったということなんですか。

幹事（河川課長）

繰り返しになりますけども、正しかったということでございます。けども、いろいろ現地だとか、部会だとかでご意見ある中で、平坦地で微妙っていいですか、そういう部分があるというか、そんなようなことを頭におき、いろいろと調査をする中で見直していうか、そういうことをしなければいけないと考えてまいりたいということでございます。

藤原委員

前はそういうことでやったけれども、委員会で基本高水ワーキンググループを中心にした調査をしましたよね。そしてここはやっぱりおかしいんじゃないかという指摘があったんですが、それ以降の県の回答として、こういうのが出てくるんですか。

宮地委員長

どうでしょう。はじめの3行は前のことですよ。そうですね。その後のところとのつながりがよくわからん。厳密な境界を決めることは困難だと言っておられる。前回の委員会の審議を踏まえて、流域界を決める一つの方法としてというようなことを言うておられるのは、つまり、前はそう思ったけども考え直す範囲はあるとおっしゃってるのかどうか、そういうようにしか受け取れないですわね、これ。

藤原委員

流域面積がね、境界を変えるということではくは出てくるのかなと思ったんですよ。前はこういう境界をやったけれども、やはりここの部分については、高橋川の流域に所属するから、だからこの分だけ少なくなりますという話になるのかと思ったんですが、それについては触れていないでね、その流量について、高橋川とそれから駒沢川へ分かれる部分については流量観測をやって決めてくるという話になってるわけですね、この県のあれはね。

宮地委員長
そうですね。

藤原委員

比較的、基本高水なんかの場合にも、流域面積っていうのはすぐわかるんじゃないかというところで、だからこの部分については、本来だったら高橋川の流域なのに駒沢川の流域に入っていましたというふうな、そういう見解が出てくるだろうと思ってたんですが、どうもそのところはまったく読み取れなくて、要するにその段階での県は間違ってたんだということですよ。今日の県の見解というのを見ると。ちょっとそこのところが納得いかないですね。

宮地委員長

それは「流域界を決める一つの方法として」と書いてありますよね。

藤原委員

流量でね。

宮地委員長

流量で流域界を決めようと、こういう机だけではいけないから、こういう言い方をなさるように私は思うんですが、ということは、やっぱり流域界は前は正しいと思ったけど、少しは違う、違うって言ったらいかんのかな。

藤原委員

いや、だけど流量でもって決めたって、その流域界を訂正するわけじゃないんですよ、これでは。流域界はもう前にやったとおりだと。それで、今まで部会とか検討委員会の方では、流域界は少し違うんじゃないかということ言ってるんで、その流域界を訂正すれば、ある程度流量についての変更はできるんじゃないか、ということが簡単な話だったと思うんですよ。それで、境界がどこらへんだということを見に行ってるわけです。ところが、その境界の修正ということについては触れてなくて、流れてくる水の量だけでその流域界を決めると、流域界決めないんですよ、これね。要するに、この中の4.2km²ですか、そこのところでどのぐらいが高橋川部分だっていうことは、ここでは決めないんですか。

宮地委員長

私のこれを読んだ感想を申し上げますと、つまり今まではですね、私ども駒沢川のことだけ考えて、駒沢川の流域面積はどうだということ言ってたわけですね。それに対して、どうもここで言ってるのはね、高橋川の流域はどれだけあるかということ、どれだけそこへ入ってるかということ言うのに、今度は高橋川の流量観測もやろうと、そうおっしゃってるように思うわけです。だから話がちょっとこんがらがってるように思いますのはね、要するにわれわれは今までは少なくとも駒沢川の話だけを見ていて、そこで流域というものがある程度はっきりしたものが浮かび上がるんじゃないかと、こう思った。どうもそうじゃないと言ってるみたいに、私は受け取るんですがね、これ。そこんところは。どうでしょう。他の委員の方。今日これをお読みになって、どうぞ。

高橋委員

私はこれでいいと思ってるんですが、なぜかと言いますと、ここに言ってるように、平坦部についてですね、表面水量が駒沢と高橋、どちらへ流れるかっていうのがわからないということなんですよ。難しいということで、一応駒沢川へ流れるという計算でやりましたと。

宮地委員長
そうですね。

高橋委員
当初計画をね。しかし、ご指摘がありましたので、それらについては両方の流量を調査しまして、その比で分けましようかと、こう言ってるわけですから、それしかないんじゃないでしょうか。等高線がないわけですから、平坦部ですから、どちらへ流れるのかわからないって、こう言ってるわけですから、私はこれでこの方法しかないんじゃないでしょうか。それで面積を決めると。

藤原委員
はい。従来、高橋川に流れてる流域っていうのはあるわけですね、流域界が。流域面積っていうのはあるわけですよ。その水は一応高橋川に流れてるんですね。要するに高橋川流域のその水は高橋川へ流れてるわけ。

宮地委員長
私はそうじゃないと思ってますが。高橋川の流域界っていうのは、はっきりしてないんですよ。だって、そんなもの調べちゃいないんじゃないですか。

高橋委員
できないってわけですよ。

松島（信）委員
私も高橋委員の意見は、ちょっとよくないと思うんですよ。

高橋委員
ああ、そう。

松島（信）委員
ええ。つまりね、もし県がそういうことを言うんだったら、高橋川の流域界をちゃんと示してほしいですよ。

宮地委員長
それはそうですよ、そういうことないとね、それはそうですね。

松島（信）委員
そうしなきゃ、おかしいと思うんですよ。これもですね、高橋川の流域界も平坦部が入ってきましてですね、大変また複雑なことになるんですよ。

宮地委員長
そうだと思います。

松島（信）委員
だから、これはあくまでも水掛け論になっちゃいます。

高橋委員
だけれども、いいですか。
計画の時点では、一応境界は作ってあると思うんですよ。

松島（信）委員

いや、高橋川の境界は作ってない。

高橋委員

いや、それはあるでしょう。

松島（信）委員

駒沢川だけの境界を作っただけです。

宮地委員長

そうですね。

高橋委員

いや、だから駒沢川の境界作るってことは高橋川の境界ができるわけですから。

松島（信）委員

でも、高橋川の流域の境界線はなにも示されていません。

宮地委員長

そうですね。

松島（信）委員

この地図見てもらってですね、高橋川のところが青く塗ってありますね。その上に春宮団地っていうのがありますね。それも高橋川の流域に入ります。その北側の川、これは唐沢川だったっけな、そっちに流れる境は何にも書いてないです。

高橋委員

そうすると、全部これ駒沢になってるわけですか。

松島（信）委員

いや、そういう意味じゃなくて、両者の流域をこれから検討するといわれますが、検討する基本の資料がまったく示されていない。

幹事（河川課）

今、松島先生、指摘されてるように、この図面の中には高橋川の全体の流域界っていうのは確かに入っておりません。これは今問題になってるのは、駒沢と高橋の流域をどこに引くかという部分がありましたので、当面資料としてはこれを出したということです。当然、これで高橋川の流量を観測をしながらどのくらいかという場合には、高橋川の流域ですね、これを出す必要は当然あると思ってます。今日の資料はそういう意味で載せてはございませんけれど。

宮地委員長

いや、もともと、すいません。どうぞ。

植木委員

すいません。今回3回目なんですけど、基本的にですね、話がかみ合っていないですね。私たちが質問をしている内容と。といいますのは、ここで流量、結論を言ってしまうえばですね、

流量を決めたからといって、ここの部分の高橋と駒沢の境界はわかるんですか。まず私はそれが非常に疑問なんです。それからですね、私たちは、なぜ今まではっきりしてない部分があって、それが全部駒沢の方に入ってるんですかと、私はそういう認識でいたんですけども、そこをはっきりしてくださいよという地形の問題だと思ってるんです。流量よりも地形の方がこれは私はわかりやすいんだと思ってるんですが、まずですね、混在してるのはどこなんです。聞きたいのはあります。一つ一つ私、もうこうなってくると一つ一つ聞いていくしかない。こういう回答を全然期待してなかったもんですから、混在してる部分はどこで、それで明りように尾根線がはっきりしないので、その部分はどこに入れたんですか、ということをもっと聞きたいんです。私は流量配分によってここの部分を確定なんてできるとは全然思っていないんですけども、それは間違えだったら指摘してほしいんですけども。

幹事（河川課）

本当に簡単に極端な、簡単に申し上げますと、流量は雨量が同じ例えば流域、同じような雨量が降ったと想定しますと、降った雨、流域面積に比例して流量は出てくるだろうというのが、まずもとにあるわけです。したがって、両河川の流量を測れば、その比がほぼ、ほぼといただけますか、流域面積の比になるだろうということに基づいて、こういう検証をしていきたいという意味でございます。

宮地委員長

それは逆算手法ですからね。

植木委員

要するに、雨が満遍なく降った場合にですね、降った場合に、この駒沢川流域と高橋川流域を出てきた量で案分して、それならここで線を引けるっていう話ですよ、言ってしまう。要するに、流量から逆算していくっていうことですよ。それは正確ですか。正確になりますか。こういう複雑な地形のもとで。それは安易な、私は非常に簡単なやり方でいいとは思いますが、現実的な、例えば境界どこですかっていう場合には、それは通じないと思いますよ、基本的に。

幹事（河川課）

例えば一つの雨量だけでやるのはとてもそれはできないと思いますので、いくつかの雨量が出た中で、確率的にほぼこんな比であろうというようなものが一つあるかと思います。

植木委員

いや、当然一つではやらないと思いますよ。じゃあそれ何年掛けてやるんですか。均等に降った雨っていうの、どう判断するんですか。

幹事（河川課）

均等といただけますか、駒沢流域と高橋流域の雨がほぼ同じということでありますので、地域的にはそんなに広い範囲ではありませんので、そういう雨はあろうかというふうに思ってますけれども。

藤原委員

満遍なく均等に降ったとしてもですね、高橋川の流域に春宮団地っていう開発されたところが片一方にあってね、それから駒沢川の上流っていうのは、これは森林があって、田んぼですよ。そうすると、そこで流量を測ってみても出方がずいぶん違って来る可能性があるし、その流量からね、逆にこの境界が確定できるとは思わないわけですよ。ぼくなんかもう

少し簡単なもんだと思ってたわけですね。現地を見て、それでもって確かに平坦の部分でもって、どちらかわからないところはあっても、大体このへんが分水嶺ぐらいになって、こちら側は大体駒沢で、こちら側は高橋に行くだろうというような線を引いていくとね、そうすると流域面積の修正ができるんだらうというふうに思ってたんですけどね、ところがこのことを見ると、流域面積から調べてくるということはしないんですよ。ちょっとそこらへんのところが理解できないんですが。

幹事（河川課）

当然、今の山林から出る流出量と開発されたところから出る流出量とは違いますので、そういうものはある程度考慮をしていく必要はあるというふうには思っています。

植木委員

すいません。

幹事（河川課）

いわゆる流出係数といいますか、そういうようなものを考慮をして出していくということにはなるかと思えます。

植木委員

ですからね、これがもう基本高水のですね、最も前から言われてる話でして、非常にこの数値が果たして正確なのかっていう問題があってですね、それでいろんな要素によって全然違ってくるっていうのはあるわけですよ。それで本当に基本高水はこれでいいかっていえば、高いんだ、高いんだっていう話があって、そういったいろんなファクターをですね、予測のもとでやった場合に、果たしてきちんと出るかっていうのは、現実のこういった立地条件の中で言えるかっていうことなんです。あくまでもこれは、例えば流出係数はこうだ、そして流量はこうだ、粗度係数はこうだっていうふうにやったとしてもですね、この部分の確定ができるんですかっていうことなんです。言ってることわかりますか。非常に難しいんだと思いますよ。一つの流域がどのような形で水がでてくるかっていう問題っていうのは非常に複雑ですから、それを単純に出てきたものでパーンと割りましょうっていう話ですよ。それは難しいっていう話であって、今までの貯留関数の問題だってそうだと思うんですよ。ですから、納得いかなかったわけですね。それでも、まあ一応、河川計画っていうことでそういうことを出してるということで認めてきたわけですけども、しかしこの場合には、ここ一部分の境界ですよ。それを今みたいな方法でやった場合に、私は絶対正確なものは出てこないと思いますよ。違いますか。教えてほしいです。そういう方法で出るのかどうか。技術者としてですね、良心にのっかって言ってほしいです、私は。

宮地委員長

どういうふうに言ったらいいですかね。要するにね、やっぱり私聞いておりまして感じるのは、普通はですね、流域面積なんていうのははじめ条件ではっきりしてるはずなんだ。そういうものを使って流量が出てくるわけですよ、普通は。それを今度は流量を見て流域面積、境界は別にしましてね、流域面積を考えようと、こういうことなんです、それだから、ちょっと話が逆になってる。そこそこがやっぱりかみ合っていないんだらうと私は思うんですがね。ちょっと伺います。高橋川の、現在一応駒沢川の流域界というものははっきりありますね。お持ちだろうと思います。高橋川についても同じものがあるんですか。

幹事（河川課）

現時点ではまだつかんでいない。

宮地委員長

ということは、つまり比較するものがない。

幹事（河川課）

現時点はというだけでありまして、それは作業をすれば出てくる、あると思います。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

ちょっと待ってください。今、返事をしようと思ってるわけです。はい。

幹事（河川課）

現時点でもってここがということは持っていませんが、今後こういう考え方に基づいて調査をしていきたいということでございます。

宮地委員長

ああ、そうですか。

幹事（河川課）

駒沢についてはありますけども、

宮地委員長

今はないけども、高橋川の方にも作ってやる。

幹事（河川課）

高橋の方にはこういう考え方に基づいて、そうすることによって、この別紙に付いております北水路基準点と圃場整備の中の紫色で書いてあるところの流量によって面積が出せるといふ、そういうことでございます。ですから、高橋の方を現時点でこうだということについては、これからだと思います。

宮地委員長

ああ、そうですか。はい。松島委員、どうぞ。

松島（信）委員

今のお答えは、お答えとしては矛盾ないように聞こえますけどもね、現地を知ってるものについてはあれですね、高橋川の流域面積をどうやって決めるか。これはまた駒沢以上に難しいんです。この地図見ていただいたらいいんですがね、ここんとこ難しいですよ。駒沢川との境界より難しいですよ。流域面積をどこで引くかっていうことは。なぜ難しいかの一点は、前面的に開発された春宮団地でどのように線を引くか。それから北の唐沢川。これが結構大きな流量持っています。この川はですね、霧訪山から流れてくる川なんですけれど、高橋川の流域と同じように、雨が降るなんていう、そういう仮定もおかしい。どうして雨量までこの流域で平等に考えられるかなんていうことだったって疑問です。それはさっきから植木さんが言うようにですね、そっちの仮説の方がはるかにややこしいわけですよ。なぜややこしい仮説を持ち出してきてね、自衛隊道路の通っている平坦な地形で流域界を決めた方がわかりやすいです。どっちへ流れるかなんていうことを決めるのはね。それを捨てておいてですね、なぜこんな複雑な方法をとるのですか。言ってみれば、河川の専門家がどうしてそういう複雑な方へ議論を持ち込むんでしょね。

藤原委員

ぼくはこの問題が起こった時には、単純にですね、境界をもう一度見直してみて、こちら側の水は駒沢川、こちら側の水は高橋川とうふうだね、流れる境界をずっと見てくれば、そしてその面積を測ってやればね、そうすれば盛り込まれた部分がいくらというふうに分かるんじゃないかというふうに思ってたわけですよ。ですけど、そここのところについてはね、ちゃんとやっていますという、しましたということですね、間違っていないと。けれども、いろいろ問題になったんで流量を調べてみるって言うけど、流量で今問題になっている区域の中で、どの部分が高橋川へ流れて、どの部分が駒沢川に流れるかって区分できるんですか。高橋川の流量観測することによって、高橋川の流量観測っていうのは全体をやるわけですよ。それとも、こここのところから来るところでどっか1カ所、流量観測のどこ作ってやるっていうことですか。そここのところが、この高橋川の流量観測っていう意味がね、高橋川の流量観測をやるんだとすれば、松島先生おっしゃるように、高橋川のじゃあ流域面積はどこなんだということを決めなきゃいけないわけですね。だから、その全体の面積を決めるよりは、むしろじゃあ今問題になっているところで、高橋川へ行く部分と、それから駒沢川へ行く部分についての流量観測をすればね、こちら側へ流れてたっていうのわかるかもしれません。だけど、今の段階で、高橋川の流量観測っていうと高橋川全体になっちゃいますよね、この話で見るとね。そうすると、それを流量観測することによって、この間の境界がどこだっているのは決まらないんじゃないかなっていう気がするわけなんですけどね。それはどうなんですか。

幹事（河川課）

いろいろとご議論があるわけでございますけども、県といたしまして、流量でもっての検証と見直しという、一つの考え方を示したわけでございます。しかし、いろいろと現地を見たりする中でこれがベターっていう方法としては、ちょっといろいろと今までの委員さんたちのご意見をしますと疑問に思う点もありますので、また委員さんたちと少し平場でちょっと意見交換というか、お聞かせ願う中で詰めていければと思う次第でございます。

宮地委員長

そうですね、はい。本当に確かに議論が合っていない。というのは、藤原委員おっしゃったように、われわれは駒沢の流域のどこだけ見て、ある程度方向が出るんじゃないかと思ったわけですね。それを高橋の方もやらなきゃいけないよと言ってるから、それでわからなくなったというふうには私は思うんですね。ですから、そのへんやっぱりもう少し対立するならするっていうことをはっきりすれば、私は委員会としては考えようがあると思っておりますけども、それがあいまいのままだとまずいですから、今おっしゃったように、何か少しいろんなところで話をしてみて、ざっくりばらんに話をしてみたいと、こうおっしゃっておりますので、別に秘密会をやるつもりはありませんですが、いろんなことをやってみた方がいいんじゃないかと私も思います。どうでしょう。はい、どうぞ。

松島（貞）委員

前回も言ったんですが、冒頭は藤原委員が言われましたが、この基本高水決定してダム計画した時の流域面積は、それは正しかったっていうことは、高橋委員も言われ、私もずっと言っておって、そのことはいいと思うんですが、計画段階の流域面積のとらえ方は、それはオーソライズされたものだというふうに考えるべきだということに思っております、しかしその後の委員、私、現地踏んでなくて申し訳ないんですが、委員会で現地を踏まれた皆さんは、明らかに高橋川へ流れる流域が駒沢川の方へ入っておったという認識を持たれたということなんだけれども、それは県の方でそれを認めたくないということなんで、私もずっと言っておるとおり、いつの段階で認めるかっていうことだけが問題であって、

そうならば、あくまで県の方は流量調査をして、こういう方法で決めたいということであればですね、今委員長言われたとおり、私ども委員会の判断としては、この基本高水については確定することはできなかつたという判断をして答申案をまとめる以外にないというように思っております。要するに、これは高橋委員も言われたとおり、本当にこの流域を決定して確認する方法の話だというように思っております、現地だけ見ただけでわかるというように言われる委員さんもおられるし、県の方はそれだけじゃわからんというように言っておるんで、どこまでいっても平行線だというように思うんで、だから流量を、雨が100m²のところで降って、60こっちへ流れて、こっちへ40行けば、そのわからんところを四分六にするっていうような話だと思っただけでも、それでも、そのことによって見直すということになればですね、期間をどのくらい掛かってどうなのかっていうことだけお聞きして、そういうふうにご答申までにまとめなければならぬというように思っておりますが、平場で話すっていうふうに言われておるんだけれども、現地を見た状況で、この前から言っておるとおり、県の方がその委員さんたちや現地の意見を多く採用して、じゃあこの場で流域面積を少し直しますっていうふうに言えない限りですね、検証するまで言えない限り先延ばしになるだけのことでございますので、われわれはそういう判断をしてまとめる以外にないんじゃないかというように思っておりますが。

宮地委員長

おっしゃることわかりますが、つまりそこまでいくまでにもうちょっと時間を貸そうということだろうと、私は思っておりますが。どうでしょう。最終的に言ってね、つまりそこらへんが平行線だということがはっきりすれば、これは委員会は委員会としての見解を出せばいい。私はそう申し上げてる。それまでに、今この段階でもうそういうもんだと決めつける前に、もうちょっと時間をということをお申し上げたつもりなんです。どうでしょう。決して、松島貞治委員の言ったことを否定してるわけじゃございませんが、今県の方もちょっといろいろ考え直すまでは言い切れないかもわかりませんが、いろいろ言ってみたという気があるようですから、やっぱりすれ違いはすれ違いではっきりさせるところをいつまでも引っ張るわけにはいきません。どうぞ、藤原委員。

藤原委員

すれ違ってる理由がわからないんですよ。というのは、県が駒沢川流域だというふうに入れたところを、ワーキンググループの人を中心に検討委員会も見てるわけですよ。そして、これはやはり高橋川に流れる部分も入っていると。

宮地委員長

そういうことです。

藤原委員

たぶん、ここのところじゃないかっていう、平坦だからわからないけれども、ある程度線が引けるだろうということを書いてきたわけですね。

宮地委員長

そうです。

藤原委員

そして、このところで大体妥当の線が引ければ、その面積を出せばね、その面積の配分によって5.2m³/s っていう部分若干減ってくるだろうというふうな程度のことと考えてましたから、幹事長もそれについてすぐ調査しますって言われてね、それはたぶん、そういうことをやれば済むというふうに思ってたわけですよ。ところが今日の話ですと、これも

う10年ぐらい掛けてね、流量調査までやってなんて、ぼくはそんな大変なことだと思っ
ないわけなんですよ。ですから、ちょっとそこ食い違ってるんじゃないかと、食い違いさせ
てるんじゃないですか。

宮地委員長
そうですね。

藤原委員

要するに、この3行のところを認めたくない、要するに3行のところでいうか、要するに
県はちゃんとやったんだよということ、最後まで貫きたいからこの3行が残ってるんだ
と思うんですよ。だけど、こちらで言ってることはそうじゃなくて、入ったということは
現地調査やって明らかだったんだから、その部分の境界はここらへんでどうでしょうかとい
う話をして、それを面積を測ってみれば、それで済むことじゃないかというふうにぼくは思
ってます。

宮地委員長

はい。確かに検討委員会の方では、わりにはっきりした見解を申し上げてるわけですね。
そうです。それに対して県の方は、まだそれほどはっきりしてないと思います。もう一つ、
どうでしょう、今ここで決めてしまう、もう一つ私思うんですが、流域面積うんぬんとい
う話で非常に際どい話になってるんですが、結局これはどこへ話がいかっていえば、高水が
どのくらいになるかっていうことですよ。考えてみると、私は実はこう思いだしてます。
高水が下がって52が48になったとしてですね、それは一つの治水の手当てをどの程度に
できるかということにつながってきますね。そういう一つの問題がある。それは何か具体
的な治水の手当ての方策がどの程度でいいかということにつながってくるような気がして
るんです。今、だから今の話はどっかで詰めなきゃいけないと思うんですが、駒沢の話は治水
もあるし利水もあるわけですから、そういうもの全体の中でももう少し議論していくことも必
要じゃないか。その中の一つが流域面積として端的に一つ非常にはっきりした格好で出てる、
と私は思っております。どうぞ。

藤原委員

駒沢川の基本高水が52 m³/s で、それで流下能力が36 m³/s しかないから16 m³/s をダ
ムでカットするっていうのがもとの計画ですよ。

宮地委員長
そうです。

藤原委員

それで、そのためにダムは60億掛けるということになってるわけです。ところが、もし
その基本高水が52 m³/s じゃなくて47、8 m³/s ということになりますとね、そうすると、
すべてのことについて変わってくるわけですよ。

宮地委員長
変わってきます。

藤原委員

例えば、そうすると今基本高水が52 m³/s の場合には、60 cmの余裕高を見なきゃいけな
いというふうになってるけれども、50 m³/s を下回ればね、そうすれば特例で30 cmで済む
ということになるとね、それで流下能力ありということになりますから、一つはダムは必要

でなくなるということになるわけですね。それからもう一つ、じゃあ5.2m³/sだということで、ダムなしでという計画を一応代替案で出した時ですが、その時にね、河川改修で堤防の嵩上げをすることによって1.1億というのが出てるわけです。だけど、これは5.2m³/sということで余裕高60cmで計算をしてますから、堤防の嵩上げということが必要になるわけです。ですけど、掘込み河道で5.0m³/sを下回った場合には、この河川改修計画、要するに堤防の嵩上げというのは必要なくなってくるんです。

宮地委員長

はい。

藤原委員

となると、1.1億円というお金を掛けなくて済むんですよ。

宮地委員長

そうです。

藤原委員

そうすると、60億とか1.1億っていうお金をがここでもって掛けるか掛けないかという話にまでつながっていくことなんですよ。

宮地委員長

そうです。

藤原委員

ですから、やはりきちんとすべきではないですかということなんです。

宮地委員長

はい。ただ、私申し上げてるのは、藤原委員がおっしゃってるのは、治水問題はそうですね。確かにそうだと思います。そのとおりだと思います。ですから、駒沢の話っていうのは治水も利水もあるわけですから、その全体の中で考えたらいいと思っております。

藤原委員

利水問題についてはね、代替案の中で、井戸を二つ掘るという案が出てまして、ですからその治水・利水ということで考えると、治水上の問題というのは、そういうことで基本高水の見直しをするということでクリアできる可能性もあるし、ですから、そういうことになってくると利水問題だけになってくると、問題はね。そうすると利水の問題としてはね、対策として井戸を掘ることができるということになっていくだろうと思うんですよ。ところが、そのあれを10年、流量観測できちんと出すまで先送りということになりますと、

宮地委員長

いや、そういうことを私言ってるんじゃないですよ。先生。それはちょっと誤解だと私は思いますが。治水問題と利水問題とございますね。治水のことについては、今の流域の面積っていうのは非常に深刻な問題です。5.2m³/sか4.8m³/sか、それによっていろいろ手当てが違いますよね。だからダムでカットしなくてもいいかもしれん。しかし、駒沢の話というのは、その他に利水もある。利水の中には井戸の話も、飲み水もありますし、農業用水もある。だから、そういう全体の話をもう少し見ながら言ったらいい。つまり、ダムが必要か必要でないかっていうのは、率直に申しましてね、ダム案の中には洪水防止と飲み水と、それから農業用水と三つあるわけですよ。そういう意味で、やっぱり全体的な議論にもう少し進

んだ方がいいだろうと私は思ってます。
どうぞ。

石坂委員

この駒沢の流域面積の問題については、部会の最終段階で問題提起がされて以来、この検討委員会でも毎回このところかなりの時間掛けて議論をしていると思うんですけど、そういう点で先ほど委員長と幹事から提案がありました、もう少し時間を掛けというか、掛け方の中身はちょっとわかりませんが、考えていきたいということ自身はいいんですけど、最終的には委員会の任期の6月までにこの流域についても委員会としての考え方をまとめて答申を出していかなくちゃいけないということから考えますとね、平行線であるのか折り合うのか、そこはともかくとして、最終的にはこの委員会の結論を出せばいいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

そうです。

石坂委員

だから、そういうふうに考えて、もう少し時間をというご提案もあるので、私は多少の時間はいいと思うんですけど、でもそんなに待つわけにはいかないということで、

宮地委員長

そうだと思います。そうです。

石坂委員

これだけ議論をして、ほぼ委員、私も含めて委員の意見っていうのは大体固まってきていると思いますので、それを答申にどう生かしていくかっていう議論に進んでいかないと、もう同じだと思うんですよね。と、思います。

宮地委員長

そうだと思いますよ。それはそうだと思います。私ちょっと気になっておりますのはね、駒沢の話は流域面積にほとんど集中してるものですから、もう少し議論を進めたいわけですよ。他の方まで。そういう段階でやっぱり流域面積の話が落ち着かないなら、やっぱり委員会としての結論を、私どもはこう考えると言えばいいだろうと、こう思っておりますが、いかがでしょう。どうぞ。

竹内委員

一点だけ確認しておきたいんですけど、この報告、流域面積についての報告の下の方の段に、農業用水について流下能力を検証されたということの中にありますね。それでその中で、いわゆる不足する、要するに既設水路の対象とした断面で流下能力が不足しているという結果となったという書き方されてますね。ですから、逆にいうと、この不足している約2倍強あると思うんですけども、この不足しているものの断面が解消されればですね、要するに、検証した結果、解消されれば流域面積は縮小していいという見解の解釈でいいのかどうかということ、県の方の出した資料の意味についてね、裏を返せばどうなるかっていうこと。そこだけちょっと確認しておきたいんですけど。

宮地委員長

はい。お願いします。

幹事（河川課）

ここにありますが計算のとおり、 $4.2 \text{ m}^3/\text{s}$ が飲み込めれば、それは高橋川の方へ行ってしまふということでもって、やっぱりあふれてしまうもので、微地形でもって微妙なところが、そういうことです。

竹内委員

そういう解釈なんだね、この読み方はね。はい、わかりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

竹内委員

はい、結構です。

宮地委員長

これはそういう言い方ということをご理解いただけますね。はい。要するに飲み込めなくあふれるんだという主張ですな。わかりました。

それでは、先ほどの河川課の方のご説明もございましたんで、何かちょっと時間をどっかで取りましてですね、いろいろお話を聞いてみたいと思います。そういう意味で、決して結論延ばしていいわけじゃございませんが、違いは違いとしてはっきりみんなが納得した方がいい。その上でわれわれの主張は主張として述べましょと。いかがでしょうか。はい。

それでは今のことで、この駒沢川の流域面積についてのご説明は一応切りにいたします。

後へ行ってよろしゅうございますか。その後ですね、前回の質問をしたことについてご返事があるということです。農業用水量で部会報告の数字と河川現況の出てる数字が違ふと。これが私が質問したことでございます。それから農業用水の必要量、不足量、どれだけいるんだという話。それから、細洞ため池の貯水量、工事費、これについてちょっと伺いたいと、こんな話がございました。三つとも関連しておりますので一括して河川課の方からご意見を伺いたいと思います。

幹事（河川課）

河川課でございますけれども、まず最初に、前回委員長の方からご質問のありました件でございます。それで、以前に委員会でお配りしておる資料でございますけれども、第25回委員会、今年の3月27日に行われた委員会の時にお配りした資料4でございますが、第25回の資料4でございます。これが駒沢川の部会報告でございますが、この2ページですね、(2) 利水の、農業用水のところに、ダム計画におけるしろかき期の必要量、これが $10,826 \text{ m}^3$ 日あたりという数字が載っております。それから同じ日の資料の5-1でございますけれども、「河川の流況と利水量について」という資料の44ページのグラフに、「駒沢川の流況と利水量、平成10年」というところに書いてあります、農業用水必要量しろかき期 $8,139 \text{ m}^3$ 日あたりという数字の違いがあるというご指摘がございました。それで、まず最初の方の部会報告の方の $10,826 \text{ m}^3$ というのは、駒沢川から取水している全水田の必要量でございます。それから後の方の流況資料中の $8,139 \text{ m}^3$ というのは、これを計算しております利水基準点となっております大揚口という位置での必要量でございます、全水田の必要量とはなっておりません。その差が出ているということでございます。ですから、大揚口の取水から下流、それから違ふところで、大揚口から取っていないところの水田の部分はカウントされていないということの中でこの数字の違いが出てくるということでございます。

宮地委員長

そうですか。

幹事（河川課）

さらに、今の流況の資料でございますけれども、その次のP45のところの、

宮地委員長

45ページってということですか。はい。

幹事（河川課）

今度は45ページのところに、しろかき期の水量が8,916という数字が出てまいりますけれども、この数字につきましては、大揚口での農業用水の必要量に維持流量が同じ45ページの右下に778m³というものが載っておりますけれども、これを先ほどの8,139に加えた数字、これが正常流量としてこのグラフに載っておりますんで、そのような数字の違いがあるということでございますけれども。

宮地委員長

ああ、そうですか。書き方は違うんですね。表の。しかし、そうするとね、要するに駒沢川から農業用水に必要な流量って、どっちを、大きい方ですか。やっぱり。

幹事（河川課）

それで、次ぎに駒沢川に必要な農業用水につきましては、お手元、今日配布しました資料6-2をご覧ください。「辰野町小野地区の利水」という表題の付いてる資料でございます。この資料は、駒沢川部会の公聴会の時に配布された資料でございます。この資料の右側にダムなし案とダム案についての表が載っておりますけれども、ダム案の方の農業用水のところに載っているしろかき期10,800m³/日、それから普通期が5,500m³/日、非かんがい期80m³/日というのが必要な農業用水でございます。これをダムから補給するためのダム貯水容量は約20万m³ということでございます。ダムなし案の方に挙がっている細洞のため池を改修する部分につきましては、土地改良課の方からご説明を申し上げます。

宮地委員長

どちらでしょう。お願いをいたします。

幹事（土地改良課）

土地改良課の粕尾と申します。よろしく申し上げます。

細洞のため池の拡幅、それから霧訪山断層等があるということで、ため池の補強等が必要ではないかというようなご意見がございました。資料6-2のところにはですね、ダムなし案、農業用水、細洞ため池を掘削し、必要な貯水容量のうち2万6千m³を確保し、その時の投資が3億3千万円になりますというのよな表示がしてございます。

資料6、1枚前の資料ですが、まとめてありますのでご説明いたします。細洞ため池はですね、第二次世界大戦中、昭和17年から19年に掛けまして、食糧増産と、それから必要容量の確保ということで、小野の村の方が総出で造られたというふうに聞いております。現況では3万6千m³の容量がございまして、閉め切った堤体の高さは1.1mほどございます。ため池の下に霧訪山断層等があるというようなことと、それから戦争当時に造ったため池でございますので、堤体が今の基準を一部満たさない、ちょっと薄いようなところがあるというようなことがございます。それから、阪神大震災でため池がだいぶひび割れ等、緊急に放流するような施設をその後基準改定等で造りなさいというようなことになりまして、このため池にはそういったものが設備がございませんので、そういったものも必要に応じて設置するということをお考えますと、調査をし、堤体の補強を行い、取水口あるいは緊急の放

流口等を整備したとしまして、概算の工事費が補強のみの工事で1億1千万円ほど掛かるであろうということでございます。この時の費用負担でございますが、国庫の補助事業としてそういった老朽した、あるいは危険なため池の整備改修・補修を行うというような事業がございますので、そこにお示した割合で改修工事を行うことができるであろうということですので。次に補強をした上で拡幅というようなことを考えますと、堤体が1.1mというふうに、ため池とすれば比較的高いため池でございますので、断層もあるということもでございます。それから、下の図面の右側にも図面がございますが、右側に低い尾根がございます、このへんから漏水も考えられるだろうということで、嵩上げというようなことをちょっと危険もあるということで採用しませんで、池の下、池敷を掘込んで容量確保を図ろうというようなことを検討して報告をさせていただきました。図面の池の北側に直線部分がございますが、ここが小野の皆さんがですね、掘削をして堤体の盛土材料をお取りになった場所だということにお聞きしまして、まだこのへんで取りきれてない池底の土砂があるというようなことをお聞きしまして、周りの地形等を考えまして、最大掘込める量というのは2万6千m³くらいが最大量であろうということで、そこにお示してございます。それから池敷にはですね、そういった掘込みをいたしますと、いろんな不良な土とかですね、水がたまりにくい層が出てきたりしますので、一応防水のためのシート等を考えておりまして、それにかかわる費用が2億2千万ということでございます。先ほどの補強の1億1千万とあわせて3億3千万円というようなお金を8回の部会、あるいは公聴会の資料に計上させていただいたものでございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

私の質問したことは数字ではお答えいただきました。ありがとうございました。

今のことについていかがでしょうか。要するに、農業用水に必要なだと思ってる量はしろかき期10,800m³/日ってということですね。これはこういう数字で考えているということのようですが。どうぞ他の方、ご質問・ご意見。

竹内委員

もうちょっとお聞きしたい、今日出されてる資料でもうちょっとお聞きしたいのは、62のですね、辰野町小野地区の利水の左側のですね、「小野地区駒沢川流域の農業の現状」というところで、いわゆる不足している、取水制限を余儀なくされてるといふ部分と、ほぼ全量をですね、この表現の中で駒沢川から取水してるとかですね、あとため池との関係がですね、ちょっとこの文章で私わかりにくいもんですから、先ほどの全体の必要とする農業用水の量との関係について、ちょっとこの点のどこをもうちょっと現況をですね、わかるようにご説明いただければ大変ありがたいんですけども。はい。

宮地委員長

そうですね。そちらでしょうか。今のご質問の意味どうですか。

竹内委員

「小野地区駒沢川流域の農業の現状」ということですね。

宮地委員長

農業の現状、ここの説明をですね。今の数字と関連を付けてご説明いただきたいということですね。

幹事(土地改良課)

皆さんご存じのとおり、水田の耕作に一番必要なものはしろかき期の時でございます。駒

沢川から取水している量、足りてる時期ですと、その駒沢川に頼って全量をしろかきができるというようなことですが、その時に不足しているような水量がございまして、今度細洞ため池の栓を抜きまして、3万6千 m³ の容量の中からしろかきに必要な水、不足する分を少しずつ流しながらしろをかくというような状況でございます。しろかきが終わりますと、普通期と申しまして、穂ばらみから稲が生育していく時期に入りますが、7月、8月ですね、渇水期にまた駒沢川の河川に頼れないと。普通期5,500 m³/日が日取れないというような時期がありますと、細洞ため池の3万6千 m³、それまで梅雨の時にためていた水等で補給して普通期を乗り切るというような状況です。ただ7月、8月に渇水が続きますと、駒沢川からも日5,500 m³ が取れない、あるいは細洞ため池の水も底をついて補給できない、というような渇水年に当たりますと、その上に書いてありますとおり、昭和59年5,500 m³/日必要なだけけれども、40%カットした量しか取れなかった日にちが32日間、7月から8月に掛けて32日間ありました。平成2年では5,500 m³/日のうち20%をカットした量しか駒沢川から取れなかった日が33日間ありました。平成6年、平成7年にもそういった取水制限を加えられた日が両者60日間、約2カ月ほど続いていたというような状況があったということでございます。

竹内委員

そうしますと、ここで書いている、渇水期で取水制限を余儀なくされたのは、あくまで駒沢川の1日5,500 m³ ということでありまして、そうするとため池、先ほどの話だと、ため池等も、ですから不足する場合には効率的に利用して、それを補ったという解釈でいいわけですか。要するに、ため池との両方との兼ね合いも兼ねて、それでも取水制限を余儀なくされたというか、渇水期というのはあったのかどうか。そのへんのところがよく見えないので。

幹事(土地改良課)

そうですね。細洞ため池だけに頼りますと3万6千 m³ しかございませんので、日例えば5,500 m³ 使いますと、6日から7日でため池も干上がってしまうと。ため池もですね、3万6千 m³ ございますので、1日、2日では3万6千 m³ の量には回復しないもんですから使い切ってしまうというような年もあるということでございます。ですので、細洞ため池はあくまで不足した場合に細洞ため池から補給して何とかしのいでいるというような状況でございます。

竹内委員

ですから、細洞ため池自体もなくなってしまって、なおかつ渇水状況の日というのはあったのか。ですから、この上の方の渇水期の話は取水制限を余儀なくされるというのは駒沢川の話で、と私は解釈してるわけですけども、そうすると、全容として要するに両方がですねあって、かなり渇水してしまったというのが、ここでは取水制限の話は昭和59年とか40%、32日間とはっきり数字出てるんですけどね、その全容の中での数字っていうのはあるのかどうか。データが。そのことがあればはっきりさせておいてもらった方がありがたいと思いますけど。

幹事(土地改良課)

取水制限もあり、細洞ため池も取水できないほど空になってしまったという日はかつてあったというふうには推定されますが、59年のうち何日あったのかっていうようなことはちょっと今把握してないもんですから、両方、ため池もかれたり駒沢川からも取水制限を加えられたりというようなケースは恐らくあったらろうというふうに思います。

宮地委員長

いかがでしょう。

素人の質問をしますが、ここに書いてある「取水制限40%」っていうのは、40%しか取れないということですか。40%だけ減らしたってことですか。どっちですか。「取水制限40%、32日間」、40%しか取れなかったということなんですか。そうなんですよ、きっと。どうですか。どちらですか、この数字書いて。

幹事（土地改良課）

恐らくですね、取水制限10%というようなことはもう1/10しか取れないということはもうほとんど取れないということなもんですから、逆の10%の制限が掛かったと。要するに9割取れた。

宮地委員長

10%の制限したってということですね。そうですね。

幹事（土地改良課）

上から段々少なく、

宮地委員長

1割減らしたってということですね。そういう感じですか。

幹事（土地改良課）

1割減らす量しか取れなかったということでもよろしいかと思います。

宮地委員長

はい、わかりました。それはそれじゃあそう思います。それからもう一つですね、つまり、このしろかき期とかいろんなことにやるのに、ダムを造ると例えば20万m³ためるんだと言ってますね。この20万m³をためておけば、これは大丈夫だっていうのは、例えばどんなふうに考えたらいいですか。普通期は5,500m³/日ぐらいだから、例えば40日ぐらいはもつと。そう思っていることなんですか。そういう簡単な勘定ではいかないわけですかね。つまり、20万m³というものは何を目安にして言ってるかっていうことです。

幹事（河川課）

20万m³、ダムで貯水が必要という算出にあたりましては、考えてるのが10年に一遍程度発生する渇水の年、渇水の年に年間を通してこの必要量が確保されるということでございます。ですから、ダムで20万m³容量を持っておれば、水量の豊富な時期にためておいて、農業用水のいる時にはその分を下へ流して取るというようなことを年間を通してシミュレーションをしました中で確保できると、そういう考え方で20万m³を出しております。

宮地委員長

渇水基準年の足りないところ、そういう意味ですか。なるほど。そういうことですか。渇水基準年のね。そうすると現実的にいうと、この細洞で2万6千m³を増やして、6万2千m³になったとしてもはるかに遠いんですね、それより。とても足りないという感じになるんでしょうか。話は私は数字的には理解はしましたんですが。

松島（信）委員

今のことの質問なんですが、しろかき期また普通期、それぞれの数字10,800とか出てますが、この計算には水田の面積が当然基礎にあると思うんですが、それどのような数値になるんでしょうか。

宮地委員長

それはどっかにかんがい面積27haってここに書いてありますね。これが一つ数字の根拠になっているんじゃないんでしょうか。どうでしょうか。

松島（信）委員

わかりました。その27haですけれども、これはあくまでもこの地域の水田の面積の現状と見ていいんでしょうかってことなんで。

宮地委員長

そうです。そういう問題はありますね。

松島（信）委員

ところが、この流域界の調査の時に一枚一枚の水田に全部当たったわけです。そうすると何枚かの水田はもう水田ではなくて、建物を建てていたり、工事用の現場になっていたりとか、そういう場所が見掛ける。それから、またさらにもう水田じゃなくて別の作物を作っているという、または放棄して何も作ってないとか、そういう水田もあるわけですが、そういうものはまったく考慮しなく、全体の面積だけが27haというのが正しい面積の出し方とするわけでしょうか。

宮地委員長

どっかに26haという数字もどっかにあったような気がするんですが、あんまり大して違いませんがね。おっしゃるとおり、私は。

ちょっと私しゃべりすぎてますから。今のご疑問は当然だとは思いますが、はい、どうぞ。そのへんは。

高橋委員

これは各部会で、ダムの部会で問題になったことだと思いますけども、減反の問題をどう扱うかという話も出ておりました。ですから、例えば黒沢の場合もですね、最終的には耕作面積で出すのが正しいんでしょうけれども、実態を出すのが正しいんでしょうけども、減反っていう制度そのものがはっきりしないということから、やはり水田は現在減反してても水田の面積としてカウントするべきだろうとかたちを実は採った経緯がございます。非常に難しいんですよ。じゃあ、果実にしたから水田じゃないじゃないかという論法もあります。逆に果物作ることによって水田より水を使うという話もあるわけで、このへんは過去そういう問題は統一してですね、委員会としては統一した見解を出すべきだろうと私は思っております。どういうように扱うかということだと思っておりますよ。今農林省の休耕田のですね、問題がはっきりしないわけですよ。農家とすれば、米を作る方がいいから作りたい。しかし施策として止めさせられてるという問題が実はあるわけですよ。その時に、水を計算する時にそれを省いてしまった場合にですね、その制度がなくなった時に米を作れなくなるというような問題が出ますので、これは私は少なくとも全面積を入れるべきだろうと。私個人は思っております。

松島（信）委員

そのことはある程度わかるんですけども、もうはっきりと水田じゃなくなっているようなところまで、これは減反だからこうなっちゃってるからって、もと水田だったからということで全部面積に入れていいんでしょうか。

高橋委員

いえ、それはできないんじゃないですか。休耕田に物を建てるっていうことはできないわ

けでしょ。ぼくはよくそういうことは知りませんが。

松島（信）委員

それはですね、居住する人家ではありません。今、いろいろな使い方をしていました。

高橋委員

そのへんは少し考えなくちゃいけないんですけども。

宮地委員長

実際、現状を全部調べるとするのは非常に難しいことは事実ですね、これは。それで全部が全部水田でないということもわかる。ただし、他のさっきおっしゃられたように果物とか野菜とか、そういうものだって水いるわけですね。それはゼロでいいかって言えばそうじゃない。そういう問題はやっぱりこの問題だけじゃなくて、かなり全部の川で同じ状況はやっぱりあるわけですね。だから、それで27haってというのは正しいかどうかわかりませんが、ここはこういう勘定はしてあるということを書いておるわけで、たぶんこれは最大値、最大値っていうよりも最大値を超しておるのかわかりませんが、そういう感じは実際としては、感覚として私は持ちます。けども、何が妥当かっていいますと、これ難しい。例えば率直に申しましてね、この面積が少し減ったから、何か率直に言って、細洞ため池で何かカバーできそうかという、これが半分になってもどうもいきそうもないという感じはするんですが。感覚として、20万m³と6万m³ですからね。そういう感じはしてるんですけども、それはあいまいな話です。

松島（信）委員

でもね、今それぞれ苦勞はあるかもしれませんが、きちんと現在水田耕作が維持されているわけですね。現状としては、それで、こういう数値になると足りなくなるという、それは全然論理的におかしいわけですね。

宮地委員長

だから、きちんと出てるかどうか、これが農業用利水の経緯というのを見ると、59年と平成2年と平成6、7年にこの程度の取水制限が必要だった。これははっきりしてるんですね、きっと。こういうことをやったっていうわけですから。これは一つのデータとしてやっぱりあることだと私は思います。

松島（信）委員

そういうデータはあるでしょうけれども、今後の問題として、それをさらに、だからダムでなくちゃならんよというための論点ですね。

宮地委員長

いや、そういうことを私は言ってるつもりはないんですが。

松島（信）委員

そうかもしれませんが、いずれにしても、各部会とも、こういうことを議論すると異常に大きな数値が出てきてしまって、必ず足りないよと。

宮地委員長

そうですね。

松島（信）委員

足りないよってというのは、確かに駒沢の場合は私しょっちゅう見ておるわけじゃないでわからないんですけどね、足りないよっていうところへ行って、本当に農業用水路の末端へ行って、その水が出てこなくなるとかどうかっていうのを見るとそんなことはないんですよ。ですから、やっぱりこういう議論が数値だけ出しておけば、その数値があくまでも検討委員会でもってちゃんと認められるというようなことだけでやっぱり評価されていくっていう、それはちょっと実態と合わないのかなと思うんですけどね。

宮地委員長

いや、私そういうこと言ってるんじゃないでね、むしろこの数字っていうのは部会の報告に出てくる数字なわけですよ。ですから、それはそこにはそう書いてあると申し上げてる。部会はそれは一応見てきたらと思うてます。ただし、それについて必ずしも実態はそうじゃないよと、こういうご意見なんですね、松島委員のご意見は。私はそう理解いたしますけど。だから、これが根拠になって、検討委員会が認めるとか、認めないとか、そこはちょっとまだ違うと私は思ってます。どうぞ。

藤原委員

農業のことまったく知らないんでね、お聞きするんですけども、例えば飲み水なんかの場合には1人1日何リッターということで、人口を掛ければどれだけの水がいるっていうのは出てきますよね。水田の場合には1ha、1町歩について、しろかき期には大体どのぐらいの水がいるのか。そういう積算の仕方っていうのはできないんでしょうか。全然ぼくはわからないんですが、どうなんでしょう。

宮地委員長

先生、農学部のご出身だけのご存じないですか。

藤原委員

林学ですから。

宮地委員長

そうですか、すみません。どうですか。おっしゃってください。

幹事（土地改良課）

水田も畑もそうなんですけれども、しろかき期とそれから普通期の水の消費量っていうのがですね、満杯に水をはりまして1日に何mm下がるかっていう減水深という考え方で計算しております。砂地とかですとしろかきの時に大量の水を消費するというようなことがわかっておりますが、平均しますと、長野県でしろかき期に100mmとか130mm、あるいは大きいところでは150mmぐらいの、1日ですね、水位が下がるというような値をもとに面積を掛けて算出してあります。しろかき期が終わって稲作が始まりますと、周りの地下水も上がってきたりするような影響がありましてですね、日20mmとか30mmとか、これは上へ蒸発してしまう量、それから雨が降る量、横へ浸透する量、地下水が涵養される量、こういうようなものをすべて勘案しまして、日20mm、30mmというような値を現場で測りましてですね、それに面積を掛けて必要な量を算定するというような方法を通常採っております。畑ですと1週間のうち5mmぐらい消費されるだろうというようなことから、面積を掛けて必要水量を出してるとというのが一般的なやり方でございます。

藤原委員

いや、減水深というのは20mmぐらいって聞いてたんですが、そうじゃないんですか。もっと。

幹事（土地改良課）

昔、ていねいにしろをかいたりしてるような時は20mmというような、私も学生の時には20mmというふうに教わったんですが、最近は機械化が進みまして、側方浸透とかですね、大型の機械でやりますので30mmぐらい。それから減反で田んぼとしてだけではなくて畑として利用されるというような形態も増えてきておりますので、排水もよくなって汎用化されたというような影響もございまして、ほぼ見ますと30mmぐらいが平均的な減水深というふうになっております。

藤原委員

そうすると、1町歩ですね、大体1日にどのぐらいの水という計算になるんでしょうか。今、ちょっと計算機がないんだけど、30mmとして。

宮地委員長

すぐご返事いただけますか。

幹事（土地改良課）

1haということになりますと、30mmで、単純に言えば300m³ということになりますが、水路から持ってく水でロスやなんかもありますので300から500ぐらい。

藤原委員

1町歩500m³ですか。

宮地委員長

1町歩っていうのは1haか。

松島（信）委員

今の説明は駒沢の部分でそういう数値を出してあるというように、そういう基礎的な資料を測定してあるという、そういうことなんですか。

幹事（土地改良課）

減水深調査はですね、辰野町の農政課の圃場整備やなんかをしております、その時の基礎の基礎データとしてですね、減水深調査というものはやってあるという、そういうデータはありますということなんですが。

松島（信）委員

つまり、あそこの田んぼを全部歩いた、その実態から見て、4割から5割ぐらいの水田は湿田のために低排水路を造ってあるんです。ですから、さっき言われた、減水の調査というものが水田によってまったく違うかなと思うんです。そういうことをどのように配慮してあるんですか。

幹事（土地改良課）

27haというように水田が大きいもんですから、1点の観測ではなくて、1haに3カ所とかですね、1haに5カ所とか、田んぼの中でも場所を変えまして数点採って、その土壌別の平均というようなかたちでデータを採ってあるのが通常でございます。

松島（信）委員

通常はそうだけれども、駒沢で実際そういうデータを私たちが見せていただいたわけじゃ

ないものでわからないんですけども。

宮地委員長

はい、いいですか、こっちへ振っても。あちらの方いいかな。はい、じゃあ教えてください。何かあったら。はい。

幹事（上伊那地方事務所）

上伊那地方事務所です。

先ほど減水深、平均的には30mmぐらいじゃないかというお話でありましたけれども、この駒沢の場合は20mmで計算しております。だから他と比べて少のうございます。

藤原委員

20mmで計算するとですね、そうすると、27haで大体5千m³なんですよ。

宮地委員長

ああ、そうですか。

藤原委員

ですから、この10,800っていうのが出てますけども。

幹事（上伊那地方事務所）

先ほどもちょっと説明あったかと思うんですが、それはしろかきでございまして、しろかきは14cm、140mm。

藤原委員

140mm、そうですか。

幹事（上伊那地方事務所）

しろかきが140mmで、普通期が20mm。その数字から27haか、ちょっと26haかあれなんですけど、計算していきますと、資料6-2でしろかき期が10,800m³で5万5千m³ということになります。

藤原委員

いい勉強になりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい。今はそういう数字だということをご説明をいただいた。農業用水についてはやっぱりちょっとギャップがある。そろそろ、もう1時間半過ぎちゃったんですが、だから駒沢ちょっと行き過ぎたんで、もう一つ駒沢の場合には飲み水の話がございましてね。あれは井戸が掘るかというのが大半になっておりますですね。井戸を掘る。あれについては量が出るかでないか、それから質がどうかという話がございましたけど、部会の方ではどういう、そこんとこちょっと聞かせてください。今日の話の中に出たということ記録しておく方がいいと思います。

藤原委員

はい。水についてですけども、飲み水についてはヒ素が出てくる水があるということで、できればそれはできるだけ休止したいという話があったわけですね。それで、この問題について大体400m³ぐらい水がどっからか、ということで、その時に200m³の井戸を二つ掘

れば400m³が確保できるということだったわけです。それで大体二つ掘ることによって6千万円くらいというような計算が出たわけですね。それは公聴会の時に、これは今日の資料の6-2ですか、6-2のところで新規井戸として400m³というのが出ております。これについてのお金っていうのは大体6千万円くらいだろうというふうなかたちが財政ワーキンググループから出されたわけです。午前中にちょっと高橋幹事長にお聞きしたいと思ったのは、確認のことなんですが、ダムなしの場合には優遇措置があるけれども、駒沢川のようにダムありのところで、もし町がですね、独自に利水の面だけ考えて井戸を掘りたいという時にですね、水源調査についても50%、それから20%の方についてはこれは一律という話だったんですが、水源調査について50%の県の補助というものは期待できるのかどうかということを教えていただきたいと思ってるだけです。

宮地委員長

すいません。午前中の話をちょっと私忘れておりました。幹事長、お願いいたします。

高橋幹事長

幹事長の高橋でございます。

この前、しばらく前にお示ししました水道水源にかかわる県の支援策というものは、あくまでもダムを造らない場合にですね、ダムを造る場合と造らない場合と、現行の国の制度なんかを見ますと、ダムを造った場合はかなり有利のかたち、手厚くなってますんで、それとの均衡を取るといふようなところもありますんでですね、ダムを造らない場合にですね、支援策を行うということでございます。今、委員のご質問にありましたですね、ダムを造って、またさらに違う水源でですね、あるいはどっか地下水を取るためというのは、ダムか、あるいは河川で取るというのとはまた別の話でございますんで、これについてはですね、しばらく前にお示ししました県の支援策の対象にはなりません。従来どおりでございます。

藤原委員

わかりました。

宮地委員長

すいません。いかがでございましょう。いろいろ話が出てきて、やっぱり問題点は出てきてると私は思います。それでどうでしょう、これ1時間ぐらいのつもりだったんですが、こうなりましたんですが、はい、どうぞ。

松島(貞)委員

一つちょっと質問させてほしいんですが、もう古い議論なんですけど、資料6-2の利水の問題点、これ見ておきますと、要するに駒沢川の流量は少ないので、現状のまま取水すると湯水時の河川に流れる水がなくなるっていうふうに表記されておりますが、黒沢川の時も話があったんですが、維持流量という考え方の中で、ダムなし案の方にもあるんですが、湯水期には河川維持流量を確保できないっていうことなんですけど、たぶんこういうふうに問題点表記してあるのは、今までにもそういうことがあったというふうに思うんですが、流れる水がなくなった状態の時に河川管理者っていうのは何か対策をやらなければならないということになっておるのか、またどういうことをやってきたのかということをお教えしてほしいんですが。

宮地委員長

そうですね。これも黒沢の方と似ているわけですけども、今のご質問に対してどういうご返事をいただけますかね。

高橋委員
やってないんだよ。

宮地委員長
表へ出ると維持流量なきやいかんということなんですかね。高橋委員、関係して何かご自分のお考えありますか。あるいはそちらの方から何か適切なご返事があればよろしいんですが。どういうように、私もどういうご返事があるか全然見当がつかない。

松島（貞）委員
というのは、ダムの論議すると必ず維持流量を確保しなきゃいかんっていうのが論議になってくるんだけど、決して意地悪に言っとるのではなくて、単純にですね、こういうふうに必要以上に水利権を与えてあるっていうことになってしまうのか、流れる水がなくなっておるような状態がたぶんここに書いてあるぐらいですから今までもあったというの、もしこれからも予想されると思うんですが、そういう時に河川管理者としての責任は何かあるのかどうかという点はいかがなんでしょうね。なんか対策が必要なのかどうかっていうことなんですけども。

宮地委員長
いかがでしょう。どういうご返事。ただ、駒沢の場合、維持流量700何m3ですよ。それ全部使ったとしても。

高橋委員
それは答えられないと思うんですがね、今までのね、水利権を与えた時と、これからこういうことをやって水利権を与えてやろうという時にはそれが発生するだけであって、昔の水利権にはそれが無いから、全部維持流量なんか関係なく全部取ってるんです。それが実態なんです。これから何かをしましようということで水利権が発生した場合には、こういったものが規制されるわけですから、ということです。

松島（貞）委員
わかりました。

高橋委員
旧河川法にはないわけですから。

松島（貞）委員
なるほどね、そういうふうに解釈、そういうことなんですか。わかりました。

宮地委員長
松島（貞）委員、よろしゅうございますか。ご返事いただかなくても。

高橋委員
と、思います。

宮地委員長
また出るかもわかりませんが。いかがでしょう。駒沢で1時間45分いっちゃったんですが。どうでしょう。
いかがでしょう。今日5時まで予定して、申し上げたとおり、ですから今から15分ばかり休憩をいたします。3時からあと黒沢と角間がございますので、そちらに集中したいと思

いますが。それじゃあ3時に会議を再開いたします。一時休憩といたします。

(休憩)

宮地委員長

これからは、次の議題は黒沢川の治水・利水対策についてでございます。これは黒沢川の問題につきましては、答申のたたき台を作れということでございましたので、起草委員の間でとにかく一応相談しましてたたき台を作りました。ですから、これをひとつ答申のたたき台を読んでいただいた方がよろしいですね。一応。お願いいたします

事務局

では資料の4をお願いいたします。

「黒沢川における総合的な治水・利水対策について(答申)(案)」

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた黒沢川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って黒沢川部会を設置した。黒沢川部会は平成14年4月30日から15回の部会審議(うち現地調査2回)と1回の公聴会を経て、「黒沢川部会報告」(以下、「部会報告」という)を取りまとめ、その結果を平成15年2月14日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに黒沢川の治水・利水対策について検討を重ねた。

黒沢川の治水・利水に関する委員会の総合的判断

上に述べたような審議の結果を総合判断して、委員会は黒沢川の総合的な治水・利水対策として次のように答申する。

1. 黒沢川の治水対策

赤沢砂防堰堤下流付近に調整池を設置して、想定される洪水の調整を行なうことと併せて、現在中断されている河川改修を進める「調整池+河川改修案」を治水対策の基本方針とすべきである。

この治水対策に当たっては、緊急かつ最低限必要の対応として次の措置を取ることを強く求める。

- (1) 赤沢砂防堰堤下流付近の調整池の詳細設計に際しては、調節容量など詳細な検討を行うとともに下流域における休耕田などの利用についても検討すること。
- (2) 現在中断されている万水川河川改修と、あづみ野排水路新設工事を現計画通り早急に継続すること。
- (3) 黒沢川・万水川における流下能力の再検証と調整池建設に伴う環境調査などを実施して、流域住民の合意を得ること。

2. 黒沢川の利水対策

黒沢川の流水を最大限に有効活用しながら、上水道用水の不足分については既設の井戸と新規井戸の開発により確保し、農業用水の不足分については左岸幹線水路から確保する「水利分配案」を利水対策の基本方針とすべきである。

この利水対策に当たっては、委員会での審議にみられるように、黒沢川の流況は、既得慣行水利権や河川維持流量、豊水水利権の可能性等について数多くの課題が現行の法制度のもとでは未解決のまま残されている。

特に生活貯水池としてのダム計画からダムによらない利水対策については、県はダム建設の際に支出したる金額を上限として、水道事業者に財政補助することを検討すべきである。

以上対策案の計画に当たり、絶対必要な事項として以下のような措置を取ることを確約することを求める。

- (1) 黒沢川の既得水利権の取水実態を県において把握するとともに、実状に適合した対応策を検討する。また、国に対して豊水が利用可能となるよう現行法制度の改正を要請すること。
- (2) 三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できることを条件とする。
- (3) 中信平農業用水からの補給水確保については、県が仲介役になり円満な解決策を講ずること。
- (4) 黒沢川の流況を詳細に調査し尻無川の特性に合った維持流量の設定を検討すること。
- (5) 三郷村の水道水源について、なるべく自然流下で供給可能な地点での水源調査と試掘を実施すること。
- (6) 安曇野の地下水調査を行って関係町村との協調を図ること。
- (7) 利水事業に対する県の財政支援を確約すること。
- (8) 5町村一体としての地下水の涵養・保全条例を制定すること。

以上述べた治水・利水に関する諸事項については、概ね2年間の期限を以て調査・検討を行い、関係者の合意を得ること。また、地元住民に説明することを要請する。

また、ダムによらない治水・利水計画を実現するためには、住民参加の「流域協議会」を設置して、行政と住民が連携してより良い環境を構築することを提言する。

委員会は、県に対してこれらの諸問題について積極的に対応するよう強く要望し、県がこれに応えられることを前提としてダムによらない黒沢川の治水・利水対策を答申する。

総合的判断に至った理由

1. 部会における審議の概要

黒沢川の流域は安曇野5町村にまたがっており、水道水源として井戸水や流況不安定な溪流に依存する三郷村に安定した水源を確保することと、黒沢川を下流万水川に接続して治水安全度の向上を図るための白熱した部会審議は15回に及んだ。部会では最後までダム案とダムなし案のそれぞれを支持する意見があったが、昨今の財政状況にかんがみて、「黒沢川・万水川は安曇野の共有財産」という基本理念を再認識し、部会報告は「調整池案」+「水利分配案」を基本とするダムによらない治水・利水対策案としてまとめられた。

1) 治水対策案

赤沢砂防堰堤下流に設置する調整池による洪水調節と現在計画されている河川改修の実施により治水安全度を確保する。

2) 利水対策案

三郷村上水道用水、南小倉地域等の農業用水及び雑用水は、黒沢砂防堰堤の活用等を検討しながら黒沢川の流水を最大限に利用し、不足する水量は地下水又は他の農業用水に求めることとする。

2. 委員会における審議の概要

委員会はこの部会報告を受けて審議を進めた。議論が集中したのは、洪水調節のための調整池の可能性と中断している万水川改修の再開の実現性、あづみ野排水路工事への影響、黒沢川の流況と現在認可されている水利権水量との乖離(かいり)、豊水水利権取得の可能性、利水対策に対する県の財政支援等についてであった。

委員会で出された意見の主なものは次のとおりである。

1) 治水対策について

- ・調整池の設置場所および費用についての見通しは十分であるか。
- ・現在中断している万水川未改修区間の河川改修およびあづみ野排水路事業の推進は緊急かつ最優先事項である。
- ・黒沢川・万水川における河道流下能力の再検証(実測による流量・粗度係数等)を行い流下能力不足が明らかになった場合に、赤沢砂防堰堤下流付近に調整池の設置を計画する。
- ・調整池設置箇所等環境調査を実施したうえで治水計画を立てるべきである。

2) 利水対策について

- ・ 既得慣行水利権の水量は黒沢川の流況とあまりにかけ離れている。現状では何とかやれているのだから、実状に即した柔軟な対応を考えるべきである。
- ・ 黒沢川の維持流量は尻無川の特性に合わせた適切な設定に見直しすべきである。
- ・ 三郷村は上水道用水について黒沢川に水利権を持っていない。中信平左岸土地改良区、雑用水組合などの水利権者との話し合いを県は積極的に支援すべきである。
- ・ 豊水水利権の可能性を検討し黒沢川の流水を最大限活用すべきである。
- ・ ダムによらない利水対策に対して県の財政支援を明確にすべきである。
- ・ 県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として市町村水道事業者に財政補助することを検討すべきである。
- ・ 水利権の転用に関連して当事者間の合意を得るために、県は適正な水需要量の把握と流量等河川情報を提供に関する支援を行なうべきである。
- ・ 恒久的な水源対策を行うまで砂防堰堤の利用や暫定豊水水利権の取得を考えるべきである。
- ・ 財政支援の保証を委員会として提案すべきである。
- ・ 水利権調整特区の可能性。
- ・ 上段での水源調査をやるべきである。深い井戸を掘れば水は出るのではないか。
- ・ わさび田は浅い水で、深い井戸からの取水とは関係がないのではないか水脈調査すべきである。
- ・ 堀金村の会社は井戸から日6,000m³の取水をしているが、現状把握と何らかの規制が必要ではないか。
- ・ 農業用水の生活用水への転用には農業者への補償を考えてはどうか。
- ・ 水田での水利用について、必要量と戻る量を示して欲しい。
- ・ 中信平左岸用水に係る水利権の調整については国土交通省、農水省とも協議が必要である。
- ・ 地下水涵養と保全条例を安曇野5町村一体のものとして提案すべきである。
- ・ 利水の財政支援額を具体的に示して欲しい。

以上

宮地委員長

はい。ありがとうございました。

これは起草委員の方以外は初めてご覧になると思います。それでいろいろご意見もあるかと思いますが、どうぞお出しいただきたい。高橋さん何か補足がございませうか。

高橋委員

特長と申しますか、それぞれ、この対策案に対して措置を強く求めるとか、あるいはそういうように条件的なものが付けてあるということが一つあるかと思いますが、それから、起草委員の中で言われておりました、赤沢砂防堰堤下流の調整池の用地の確保については大丈夫かというようなお話がございましたけれども、これは部会でも現地を見た際に村長さんもおいでになりまして、すべてではございませんけれども、ほとんど村有地であるということから、用地の確保は村としてもできるだけやりたいというお話でございましたので、あえて赤沢砂防堰堤下流付近ということにさせていただきます。1ページの「調整池の詳細設計に際しては」というようになってますが、先ほど来こっちの方にも出ておりますけれども、維持流量の関係で、黒沢川という、尻無川でございますが、そういった特性があるので、今の河川法で言われている量でなくてもいいじゃないかというものが一つあることと、黒沢川の利用の量によって非常に調整池の規模が変わってくるというようなものもございませうので、そういう詳細に設計しなさいと。そして、その調整池の容量というものを決めなさいというかたちを採っております。

以上でございますけれども、また何かあれば。

宮地委員長

はい。ありがとうございました。他にはいかがでございましょう。

松島（信）委員

質問はいいでしょうか。

2ページの一番上の（2）にあります、あづみ野排水路新設工事を早急に継続すると、このあづみの排水路新設工事というのを説明してください。その、あづみの排水路新設工事というのはどういうものかということの説明をして下さい。

高橋委員

あづみの排水路工事っていうのはですね、計画されて一部やってるんですけども、それもこのダムの関係で止まっているわけなんです。ですから、違いますか。ちょっとそれ説明してください。

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所の加々美でございます。

ただ今のあづみ野排水路の工事につきましては、現在国営の事務所の方で仕事はやっております。

松島（信）委員

その場所とか、排水路っていう意味ですから、どういう水を排水させていく工事だとか。

高橋委員

農業用水だったな。

松島（信）委員

農業用水だったら農業用水とか、場所はどこの町村にかかわってとか。

宮地委員長

あれは、万水のところかね。

幹事（豊科建設事務所）

黒沢川の最下流からですね、堀廻堰という堰がございますが、そこから万水川の最上流、拾ヶ堰から下流が万水川になりますが、その間を施工する予定でございます。

宮地委員長

そうですね。

松島（信）委員

はい、わかりました。

宮地委員長

あれは農水省の計画でやっていたやつですね、確か。そうですね、はい。だからこれは中断されているという言い方は正しくないということになるわけですか。それはだから黙っていても行くわけですね。今んとこ。

高橋委員

いや、行かない。

宮地委員長

そうですか。ただし、黒沢川とこれとをつなぐちょっとのところありますね。確か。

高橋委員

それはストップしているんですよ。

宮地委員長

それはストップしているんですね。そうですね。県がやるっていうやつは。はい。じゃあ、そういうふうになきゃいかんでしょうか、高橋さん。

高橋委員

でもあれでしょう。万水川の改修がですね、変更になるとこのあづみ野排水路っていうのは変わってくるんでしょう。

宮地委員長

いや、変わらないでしょう。変わる。

高橋委員

いいんですか。ダムなし案になった場合にあづみ野排水路入れてもいいんですか、量的に。それがあから、これ確か入れたと思ったんですよ。

宮地委員長

待てよ。

高橋委員

要望が出てましたから。この分だけ増えるわけですからね。

宮地委員長

これを書いた時の話は。

幹事（豊科建設事務所）

現在ですね、あづみ野排水路につきましては、1 / 10の確率で改修をしておりますが、今の断面につきましては万水川の流域を考え、1 / 30の断面、県の流域を含めました断面で改修を行っております。

高橋委員

ちょっとよく意味わからないんだけど。要はですね、あづみ野排水路が新設工事やるんですけども、その量が増えても、今の万水の改修っていうのは計画どおりやるということでこれが入っているんですが、これが入ってもですね、万水を今の計画どおりやっても十分大丈夫ですよと、県では大丈夫と言ってないんですが、部会では、委員会ではそれでいいだろうという、高水のワーキングでもね、十分にけるだろうという話の中でこれが入っているはずですが。関係ないんですか。これが入ると入らないとはでは万水の改修っていうのは。

幹事（豊科建設事務所）

すいません。豊科建設事務所です。

今のお話につきましては、ダムなしの場合でも調整池を上設置すれば、下流の方の河川の断面についてはダムの時と同じ、現在継続している整備の断面でできるということでございます。

高橋委員

最下流で1.5m³/sということでもいいわけですね、そうすると。これが入っても。

幹事（豊科建設事務所）

はい。

宮地委員長

そうですね。

高橋委員

そうするとこれは、この条件から落としていいわけですか。関係なく、ダムなし案でもこれは計画どおりやっていただけるといいんでしょうか。

幹事（河川課）

ちょっとそれじゃあ補足をさせていただきますが、万水川につきましては、今の計画はダムありということで計画がされております。それでこの万水川の護岸につきましては、まだ今のこの結果によって変わる可能性もあるということで中断ということでこの表現で正しいかというふうに思います。あづみ野排水路につきましては県と共同工事で行っている工事でございます。

宮地委員長

そうだね、はい。

幹事（河川課）

それで、この排水路工事につきましては、これもやはりダムありということで行っているとこのことはあり得ると思います。ただ、工事は現在も進んでおるという状況でございます。

宮地委員長

はい。そうするとどうでしょう、高橋さん。

高橋委員

ああ、いいですよ。

宮地委員長

このあづみ野排水路が現在中断されているという表現にはならないわけですね。要するに、私もこの報告を見るんですが、万水川河川未改修実施区間の流下能力が小さいから、それはぜひやらなきゃいかんと、こういうのが部会報告ですね。だからその部分じゃないんでしょうか。

高橋委員

そうですね。いいじゃないですか。

宮地委員長

そうすると、この2ページの(2)は、「現在中断されている万水川河川改修を、現計画どおり早急に実施すること」と、こうなってよろしいんでしょうか。

高橋委員

そうですね、はい。

宮地委員長

そうですね、はい。じゃあ、そこはそういう趣旨だと。
それ以外いかがでございましょう。

松島（信）委員

また質問なのですが。

2ページの、今のページの下の方の（4）「黒沢川が尻無川であるという特性に合った維持流量を設定を検討する」という、これは私もそのとおりだと思うんですが、これは具体的には見通しはあるんですか。

高橋委員

部会の中でもですね、ほとんど流れていないんじゃないかと。

松島（信）委員

そうですね。

高橋委員

それなのに、ダムを造って2、3も流すんですかというお話が出ているんですよ。ダムなし案になった場合には現状でいいんじゃないかと、今と同じでいいんじゃないですかという問題が出てくるわけです。

松島（信）委員

そうです。

高橋委員

そのへんを検討してほしいということです。

松島（信）委員

そういうようには、率直には書けないわけですね。

高橋委員

そうですね。

宮地委員長

そうですね。

高橋委員

そうなんですよ。それは先生も委員ですからご存じだと思いますが、現実に皆さん認めてるわけですからね。一滴も流れてないんじゃないですか。どうして流すんですかと、こう言いますから。ですから、有効に使ってくださいと。

松島（信）委員

もうちょっと、だから。

石坂委員

わかりやすく。

松島（信）委員

書いた方がいいんじゃないかなという。

宮地委員長

いや、つまりこれはね、要望をするわけですよ、これから。だもんだからこういう書き方をしてあると私は。藤原委員どうぞ。

藤原委員

はい。私も黒沢川部会の委員の一人だったんですよ。それでずっと10回ぐらいまでは出てたんですけども、その時にダム案とダムなし案で相当の激論があって、なかなか一本化するの難しいだろうと思ってたんですが、高橋さんの手腕にはその意味では敬服してます。ただ、ちょっと3ページのところなんですがね、真ん中のところですが、いろいろ書かれていて「委員会は県に対してこれらの諸問題について積極的に対応するよう要強く要望し」ですけど、「県がこれに応えられることを前提としたダムによらない黒沢川の治水・利水対策を答申する」という答申なんですが、もし県がこれに応えられない、要するに、十分条件を出してますよね。とすると、ダムによらないこの治水・利水対策案っていうのは、これは非常に難しくなる。裏返して言うと、やはりダムによらざるを得ないという話になるんでしょうか。いや、これは高橋さんが非常にきちとなさったことで、ただ、最後のまとめの時の部会を知らないもんですからね、ちょっとそこらへんのところで。

高橋委員

実際の意見としてはですね、そういう話が出ました。そういう条件を付けていただいて、できなければまたダムっていう話にもなりますよという意見もございました。しかし、私はこの3ページの3行目に書いてありますように、おおむね2年間の期限を持ってですね、そういう調査をしてほしいと。期限を実は切ったわけです。この条件を皆さんよく読んでいただければ、私はお金はそんなに掛かるものは実はないわけで、調査とか協議っていうものが主になってくるわけですよ。したがって、2年間の期限を持って調査・検討していただきたいと。できないものはできないってことで、はっきり協議すればいいわけですから、と思っておりますけども。

藤原委員

大変なところをまとめられたんで、確かに手腕には敬服はしていますが、ちょっとこのところがね、やっぱり他の意見も随分あったなと思ってますので、はい。

宮地委員長

私の感じはですね、この部分は確かに部会においてはそういうニュアンスがあったんだろうと思います。いざという時にはダムに戻るかもしれないというのはどっかにあったように思うんですが。ただし、こういう書き方になったのは、委員会としてですね、こういうことを強い条件として出して、それを県にお願いしようと、それを答申の方向にしようというのがこの委員会での議論だったと私は思っております。

藤原委員

わかりました。

宮地委員長

はい。どうぞ、竹内委員。

竹内委員

2 ページのですね、またちょっと前の話と関連するんですけども、真ん中へんにですね、「県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として、水道事業者に財政補助することを検討すべきである」ということが書いてまして、いくつか随所に出てくるんですけども、これが今日報告されました利水の方の表現の仕方として、先ほどの論議になりました、「補助率の変更も考慮し」ということとの関連がありまして、前に第20回の検討委員会に出されました、利水ワーキンググループの時の要望事項として同じ表現が使われてまして、「県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として、市町村の水道事業者に補助することを検討すべきである」と、こういう経過があって、それでその後、県の方でいわゆる調査については50%、それからその後については20%っていう経緯があったっていう絡みでいきますとですね、このへんのところの他の部会との関係も出てくるもんですから、ちょっとはっきりしとかなきゃいけないと思うんですけども、その一つの、一連の流れとの整合性が一つは利水ワーキングとの関係どうなっているかというのが一つと、それから、上限としてっていうのは前にも論議したんですけども、その上限っていうのは、例えばちょっといろんな資料があってどれが正しいかわかんないですけど、黒沢川の場合の絡みでいきますと、例えばダム造った場合のものっていうのは結構かなりの金額になるんですね。起債、いわゆる国庫補助を除くとかなり交付税措置のあるもの、あるいは交付税措置のない一般財源から支出するもの、あるいは純粋に一般財源から支出するものという県の負担というのはありまして、そのトータルを言うのか、あるいは交付税措置なしの部分の指しているのかですね、あるいは一般財源とプラスしたのを指しているのかっていう、いろんな微妙なとらえ方があると思うんですね。そのへんのところは何かお考えがあるのかどうかっていうことと、先ほど言われました、あと2年っていう、区切ったという、その2年ということの、何と申しますかね、内容っていうか、なぜ2年かということの考えが何かあるのかどうかね。ちょっとそのへんお聞かせいただければと思いますけど。

高橋委員

まず最初の支援の問題で、最初にお断りしなくちゃいけなかったわけですが、申し訳ないと思っているんですけど、実はおとといでしたか、ワーキングの座長さんからファクスが入ってきました、この前報告ありましたように、われわれワーキングやったわけですけども、正式なものが入ってきたもんですから、これ委員長にも私相談をせずに、このワーキングで決まった文章をそっくりここに同じ文章に入れております。そして私とすれば、これは共通した問題ですから、ぜひこの利水の対策についても、これを同じくそういう方向で委員会としては持って行っていただきたい、こういうふうに思っております。非常に申し訳ない。座長にも委員長にも独断でここに昨日書いて、昨日県へファクス入れたところでございまして、誰も目を通しておりませんのでお願いします。それは今日検討していただければと思っております。

それからこの2年でございませうけれども、これは部会の中でもいろいろ話が実は出ました。豊科建設事務所さんともそのへんで実は調整をした経緯がございます。2年ぐらいの調査期限でどうでしょうかと、やっていただけないでしょうかというお話をした経緯がございますが、村長さんとすれば、3年も5年もっていうわけにはいきませんよと。そうはいつても、1年ではちょっとこの調査大変でしょうと。特にこの豊水水利権の問題がございますので、2年ぐらいの、黒沢の流況調査っていうのは2年ぐらいにやっぱりやらないと、本当の流量っていうのは把握できないんじゃないかっていうようなこともありまして、2年ぐらいを限度にしてほしいと。特に決め手はないわけですけども、そんなに向こうまでもっていくのはおかしいんじゃないかと。じゃあ1年じゃちょっと大変だろう。予算的にそれじゃあどうでしょうかと、豊科建設事務所ともお話したんですけど、お金も調査だから、そうらい調査じゃないだろうと、いいじゃないでしょうかっていうような話が実はありまして2年と決めました。

竹内委員

そうすると、昔の論議に戻るんですけど、ダムの、利水の方のワーキングの方に聞くことかもしれないんですけど、先ほどの建設の際に支出したであろう金額を上限としてっていう、その上限っていうのは、いわゆる交付税措置あり、交付税措置なし、あるいは一般財源という解釈すべてトータルを言っているっていうことでいいんですか。中身は。

石坂委員

はい。実質持ち出し分って考えていただければいいと思います。いずれにしても、今日の午前中に説明させていただいたように、目的はダム計画を、ダムによらない計画に変えたことによって市町村の負担が増えることはよくない、よくないっていうかやめよう。県がその部分を経過からいっても支援をしていただきたいということが基本ですので、今おっしゃったことでいいと思います。

竹内委員

ちょっと他の私、今日ちょっと資料がなくて、財政のワーキングのやつ持ってこなくて申し訳ないんですけど、これ第21回検討委員会資料っていうので出てます「財源割合グラフ」っていうのがありまして、ちょっと見ますと、この黒沢との数字がちょっとこれとは、報告とはあわない分あるんですけど、これによるとダム案の場合、総事業費150億円、総事業費の共同施設費ということで公共事業の枠の中で、例えば国庫補助50億、それから国税措置あり22.5億、交付税措置なし22.5億、一般財源5億ということで、それぞれ数字が載ってまして、ちょっとこの見方わからないんですけど、そういう割合でいくと、要するにこれでいけば半々になってるわけですよ。例えば100億のうち1/2が県の支出だと。その分を指しているという意味でいいわけですね。はい。

高橋委員

黒沢の場合はですね、ダム計画だと11億8千万、9千万ですか、8千万ですね。ダムなし案だと17億4千万、まあ5億6千万くらい増えるわけですよ。それに対してダム計画の11億8千万ということ限度としてと。

竹内委員

ああ、そういう意味ですか。

高橋委員

そういうことです、と私は考えている。それで、しかし座長が書いてあるように、恐らくこの額というのは実施計画やる場合にですね、相当下がってくるだろうと。

石坂委員

はい。今の高橋委員の言われたことは、利水ワーキングで議論した中身の一つなんですけど、財政ワーキングで試算していただいたり、この間議論してるのは、やっぱりそういう条件の中では一定、一般論として議論しなければならない部分もあって、これは現実問題として誰も実施計画を詰めていかないとわからないことではありますので、私たちもそこまで詰めた議論をしてるわけではないんですけど、ただ本当に実施計画を立てていく段階ではね、県の今回出していただいた支援策が調査費50%っていうのがありますよね。それで本当に水道水源確保のための必要な調査を、十分という言い方が正確かわかりませんが、いずれにしても必要な調査をきちんとやって、50%の支援を得ながらやっていく中で、かなり一番現実的に可能なよりよい方法っていうのが出てくるんで、それに沿って、実際に水道水源確保の実施計画を立てる段階では、今までした試算よりも現実にはかなり実際に掛かる費用って

いうのはね、特に初期投資の設備のお金などは、少なくなっていくことの方が多いいんじゃないかなと思いますので、そういうことまで含めた場合に、今ちょっと議論されてるんですけど、ダムを造った場合ということを前提に考えれば、県の支援はそんなに無理のないかたちで可能じゃないかなというのが私たちワーキングで議論した中身なんですけど。

竹内委員

ちょっととらえ方がね、ニュアンスがちょっと違う感じ。だからいろいろとれるような感じがしたもんで、ある程度はつきりしといた方がいいんじゃないかっていうことでお聞きしたんですけどね。文章にうたう以上は、ある程度。

石坂委員

はい。

宮地委員長

私の受け取り方は、黒沢の場合には要するにさっき高橋さんおっしゃったように、ダムを造った場合の負担の方がダムなしの負担のより安い、ダムを造った方がね。だから県の言うような支援策だけではとって足りない。それで50、20という数字をもう少し踏み込んでほしいという意味に私は理解したんでございます。

高橋委員

そういうことです。

宮地委員長

ただ、それを上限としてという中に、今、今日の利水のワーキンググループで言われた基本的な方向というのが入っているだろうと思っているんです。ただ、そういう意味でね、私はちょっとここんとこで、今日のせっかく利水のワーキングの方からご提案になった、基本的にこういう方向で考えてほしい、ただしそれだけでは不十分なところがあるから最大限考えてほしいというようなことがちょっと入っていると、今日の利水のワーキングのご提案も生きるんじゃないかという感じがしたんでございますけどね。表現の問題として。

高橋委員

そうですね。

宮地委員長

というのは、もう一つ、この答申の一番最後のところがですね意見のちょっと書き方が悪かったの、私がかっこよく書いた順番が悪かったんで、一番最後、「利水の財政支援額を具体的に示して欲しい」といったところでぽつんと切れているんですよ。5ページのところです。答申の5ページです。「委員会における審議の概要」というところです。その5ページの一番最後、答申の。おわかりでしょうか。そこでぽつんと切れてるもんですからね、せっかく利水のワーキングで言っていたいて、それから県の方もあるご提案をなさってくださった、それを含めてちょっと丸く両方取り入れたような書き方はできんかなという感じが実際はしたんでございます。その結果、ここの2ページにあるような方向をとってほしいと、こういうふうにもっていくならわりに聞きやすいような感じがしたんでございますけども。ただ、それは一つの表現の問題でして、趣旨、内容の問題とはちょっと違いますけども。

石坂委員

はい、そういう点では、表現上の問題としてね、この答申案の構成が最後は委員会に出された主な意見を紹介するかたちで終わっているんで、今ちょっと尻切れトンボ的っていうか、

印象はちょっとそういう感じになる面はあるんですね。それをだから、以上の意見を踏まえ、改めて1、2行でいいと思うんですけど、委員会としては具体的なこの流域の現状に沿った踏み込んだ県の支援を要望するみたいな、そういうかたちでまとめると構成上ね、そう思います。

宮地委員長

そういうふうなまとめになっているとね、読みやすいような気がしたんでございますが。

高橋委員

そのへんまだ未完成、羅列しただけになっているからね。

宮地委員長

私もちょっと私案を考えたことがございますけども、あんまりくどくど書いても仕方ないんですけど、せっかく県もこうやってやると支援策示さなかったような感じがありますのでね、ちょっと丸めた方が聞きやすいかなという感じもいたします。

石坂委員

ほんの2、3行でいいと思うんですけどね。

宮地委員長

はい。あんまり長くする格好で、いかがでしょう。皆さんどういってお感じございました。

松島（信）委員

いいと思います。

宮地委員長

本当にこの問題は、黒沢は難儀をなさって、いろいろな条件を付けてそれを県に強く迫るというのがポイントでございますので、だから私さっき藤原委員がおっしゃったように、守らなかつたらどうするんだというよりは、むしろ守ってほしいということを使うつもりで、そういうふう読んでいただきたいと思ってるんですよ。

いかがでしょう。

松島（信）委員

いいと思います。

宮地委員長

そうすると、どう、まだちょっとそこまでいくのは早いか。どうぞ。

松島（信）委員

別のことでいいですか。

今度3ページへいきまして、2の1の最後のところですね、「部会報告は『調整池案』+『水利分配案』を基本として、ダムによらない治水・利水対策をまとめられた」、その水利分配案っていうのはもう一回どういう案だか説明してほしいんですが。

高橋委員

いわゆる黒沢川の水をですね、農業用水、雑用水、それから上水道水に分け合いましょうという話なんです。有効に使うと。数字的には非常に少ないわけなんです。今の数字はね。さっき言ったように、維持流量2,300っていうふうにやりますと、300、農業用

水を取ったりしますとね、上水道水位は300っていうのは、300くらいだったね、300っていうような単位になるわけですよ、計算では。ですからそれは先ほど来言っているように、調査をしていただいて、実際の流量を調べていただいて、維持流量も検討していただいて、300でなく500、1,000にさせていただけるんじゃないかということで、ここで数字は出さずに有効に使うということで、お互いに分け合って使いましょうという案なんです。ある水を。

松島（信）委員

わかりました。その次なんですけども、3ページの一番下の行なんですけど、「不足する水量は地下水または他の農業用水に求めることとする」と、その「他」というのは何を指すんですか。

高橋委員

その中信平からの。

松島（信）委員

中信平左岸の改良区の水ですね。

高橋委員

はい。改良区の水を増やしていただくという方法。

松島（信）委員

それを農業用水の方へ回してもらいたいと、さらに今の量よりかも回してもらいたいと。

高橋委員

そういうことです。

松島（信）委員

その分だけは、今度は黒沢の分配案のところの上水道の量が見返りとして出てくるという意味ですか。

高橋委員

やり方によっては見返りは出てくるんです。今は村が保証してポンプアップしてやってるわけですよ。だけれども、黒沢川の水の量が変わりますとね、それも変わってくるということです。

松島（信）委員

はい。それから裏のページに、同じく「雑用水組合」というのはあるんですが、それも含むんですか。

高橋委員

そうです。雑用水組合。

松島（信）委員

その雑用水組合っていうのはやっぱり、

高橋委員

これは水利権持ってるんです。

松島（信）委員
黒沢川の水を使っているんですか。

高橋委員
水を使っています。

宮地委員長
そうですね。

松島（信）委員
はい。それも上水道の方へ持っていけるような、そういうことで土地改良区の水を有効に生かしましょうと。

高橋委員
そういうことです。

松島（信）委員
そうですね、はい。

宮地委員長
まだ黒沢の話初めて出たわけですから、どうぞ、この答申の内容についてもっとご意見をいただきたい。

植木委員
はい、ちょっと教えてください。
1ページ目の一番下の休耕田の話があるんですが、「下流域における休耕田などの利用についても検討すること」というのは、例えばどういうことだったですかね。教えていただけますか。

高橋委員
これはですね、部会の審議の中でも、ボリューム的には今の赤沢砂防堰堤だけでは容量不足だということで、それ以上のものについては休耕田の利用をしたらどうかということでございまして、ただし、場所的に部会で決めてしまうとですね、非常に問題が出るだろうということで、あえて範囲はこのへんということで場所は決めなかったということが一点と、それから万水川の流量の検証をやることによって、洪水量が変わった場合に、この調整池だけで十分じゃないかという一つ問題が出てくる。流下能力が十分果たせませよという話になりますと調整池の容量が決まります。流下能力が決まりますと、この休田利用の問題は変更になるわけですよ、いらないかもしれないという一つの含みがあるということです。

松島（信）委員
これの下流域っていう意味は、その中信平左岸の用水堰の下のことを意味するわけですね。

高橋委員
場所ですか。

松島（信）委員

場所。

高橋委員

場所は尻無川の下流。

松島（信）委員

尻無川の下流だから、中信平より下流。

高橋委員

そういうことですね。

松島（信）委員

そうすると。

高橋委員

だけれど、それはね、位置はね。

松島（信）委員

意味ないね。

高橋委員

あんまりね、意味はないんですよ。意味はないんですよ。だけどもボリューム的にね、数字的に合わないもんだから、そういう話を採った。ちょっと数字出ないけどね、大丈夫なんですよ。難しいとこなんですよ。

植木委員

後で検証すればね、検証すれば。

高橋委員

検証してから十分検討すればいいじゃないかという話なんだけどね。ぼくもあんまりよくわかりませんよ。中條さん、ちょうどいますから、当時やっていたいていますから、休耕田の利用の話。検討した中の。

幹事（河川課）

今、高橋部長さん言われたとおりなんですけど、赤沢堰堤付近だけではちょっと容量不足だということです。それで赤沢堰堤よりも少し下流に大堰堤と言ってる堰堤があるんですが、あの堰堤より上の区間にもう1カ所調整池をとというのが部会での方向性ということでございます。

宮地委員長

それは10万m³ぐらい。

幹事（河川課）

そうです。10万だったかと思えますけど、ちょっと今、すいません数量はそのくらいだったかと思えますけど。

松島（信）委員

それならわかるんですよ。

宮地委員長

それに休耕地もプラスアルファになっているでしょ。たぶん。

高橋委員

だから、それはあり得ないんじゃないかとぼくは思うんだけども。

宮地委員長

松島委員、さっき水利分配案というのはよくわからんとおっしゃった。部会報告の一番始めに水利分配案という言葉出ておりましたね。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

これは結局ダムなしによる治水・利水の河川プラス地下水プラス他の農業用水と、そういうのを水利分配案と言ってる。だから、部会報告を見ていけばそれでわかるようになっていると私は思いましたが。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

そうぞ、ご質問なさってください。

松島（信）委員

4ページへいって、真ん中への（2）、利水対策の最初の行、「既得慣行水利権の水量は黒沢川の流況とあまりにかけ離れている」と、このかけ離れているって具体的な内容はどういうことですか。

高橋委員

それは数字でかけ離れているんです。実際と許可水利権と実流量とかけ離れてるということです。

松島（信）委員

実流量と。

高橋委員

実流量が、少ないわけなんです。

石坂委員

許可量がとても。

高橋委員

許可量が多いということなんです。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

だから、慣行水利権2万9千 m³/日っていうやつですね。

高橋委員

あまり、数字は申し上げませんが。

宮地委員長

それを言うとややこしくなる。

松島（貞）委員

2ページのやっぱり（7）番の今議論がございましたが、「利水事業に対する県の財政支援を確約すること」という表現なんだけれども、これは利水事業に対する現在までに示された県の財政支援だけで足りない場合はさらに考慮せよという表現にしてもらった方がいいのかもしれない。それで、ちょっと竹内委員の話にちょっと触れるんだけど、非常に表現上はこういう表現、ダムを建設した時の費用ということになっておるんだけれども、難しくて、この前もちょっと説明聞いたら、これは財政ワーキングでも算出してくれて、県もかなり詳細にですね、この三郷でいうと、11億8千万っていうのは、ダムを建設した時の利水者の負担からはじまって、配水施設まで水を引っ張ってくる時のものをきちんと試算してくれてあります。それで、逆に17億4千万も、井戸からちゃんと導水をして引っ張ってくると17億4千万掛かるという、かなりきちんとした積算だというふうに思っておるんで、同じ配水池まで水を引っ張ってくるのにダムを造った場合とダムを造らない場合とで5億、6億ぐらいの差が出るっていうところは何とか埋めしなきゃいかんという、そういうことだと思います。もうちょっと具体的なことを言いますと、県の20%っていう補助金の中には、確認したところ、浄水場だとか配水池を建設する場合の費用は補助率の対象としないっていうようなことも実はあったりするんで、その補助の中身も含めながら、さらに20%というのは現在も使われてる補助率の話なんで、いろいろ考える余地はまだあるというふうに思っておるんで、そのへんの埋め合わせを、これは黒沢だけでなく、実は郷土沢にも角間川にも適用されることだというふうに思うんだけど。そういう意味で配水池まで水を引っ張ってくるまでの費用を含めた水道施設を造った時に、ダム計画のものより増えない、市町村の負担が増えないという。しかも、それはダムの場合の負担金は市町村が純粋に出す分しか含まれておらない。だから、先ほど実際座長が言ったとおり、現実に負担するものというふうに考えていけばいいんだというふうに思ってます。したがって、（7）のところはそういう。

石坂委員

（7）の方はもうちょっとわかりやすく言えばいいんですね。

松島（貞）委員

ええ、そうです。

宮地委員長

だから（7）のところはもう少し踏み込んで。

石坂委員

具体的に。

宮地委員長

書いた方がいいということですね。どうぞ。

竹内委員

そうですね、私ちょっと言いたかったのは、表現上私どもとすればある程度理解できると思うんですけど、一般的に解釈すると、「ダム建設の際に支出したであろう金額を上限」というと、例えば全体が100億掛かって、そのうちのね、例えば県が本体は50億だよっていうふうに一般的には解釈する。

宮地委員長

ああ、なるほど。

竹内委員

ええ、そういう意味なんです。だから、私どもとすれば、県が示した県の利水支援策の試算について基づく、先ほど言った、11億8千万と17億4千万、これを比較して言っているわけですよね。それがちょっと変なふうに思っちゃう。だから。

宮地委員長

なるほど。そういうことをはっきりわかるように書いた方がいいってということだよ。

竹内委員

そういう意味なんです。

宮地委員長

せっかく試算してくれたんだから。それだから、ああいう一般論だけじゃなくて、もう少し踏み込んでほしいと。どうでしょう、高橋さん。

高橋委員

ああ、いいですよ。

宮地委員長

そういうことも少し入れまして、先ほどの最後の委員会の議論のまとめのところも含めましてですね、いろいろご注文が出たようですが。そろそろ4時になるんですが。

松島（貞）委員

それで、意見のあったとおり、方向としては、もう苦労されて、もう十分この答申でいいと思います。それで、2年間という期限の話も出ましたけれども、今回、県の推進室になるんでしょうか、浅川と砥川の流域説明会の資料を送っていただいて拝見しましたが、中身の評価は別にしまして、これだけの短期間の中でこれだけのものを考えてくれるというふうな県の姿勢からいけば、2年間あればこの調整はできるというふうに思っておりますので、2年間という期限でいいというふうに思います。

宮地委員長

はい。それでは。

松島（信）委員

まだ質問お願いしたんですけど。

宮地委員長

どうぞ。まだあるんですか。はい。どうぞ。全部なるべくたくさん出しておいってください。

いいです、時間には構いません。

松島（信）委員

最後の5ページの黒ボツ（・）がいくつかありますね、その黒ボツの中での下から4番目。「水田での水利用について...」、すいませんその上です。上を最初にお願いします。「水田用水の生活用水への転用には農業者への補償を考えてはどうか」と、この意味がちょっとまた、そのどういう補償。

石坂委員

それは大熊先生が専任されていたところ。

高橋委員

大熊先生が出した意見なんです。

松島（信）委員

それはどういう内容なんですかね。

宮地委員長

要するに、農業用水を金出して買ったらどうだというご意見だったんですよ。

石坂委員

全国的に、転用が実現しているところのある事例で、やはり農業用水を、簡単に言えば、分けていただく補償として、また合意を形成していく上での納得の材料として、財政的に補償するということですよ。

宮地委員長

そうです。率直に言うと、もう農業用水を買い取ると。

石坂委員

はい。

宮地委員長

そういうこともあり得るよと言われたんです。

石坂委員

現実には具体的にそういう事例がいくつかあるみたいですけど。はい。

松島（信）委員

それを黒沢部会では採用したいと。

宮地委員長

いや、そうじゃないです。

高橋委員

そうじゃない。それは、委員から意見が出ました。

宮地委員長

そういう意見がありましたということなんです。

石坂委員

委員会で意見が出たという。これ意見の紹介だと思います。

松島（信）委員

ああ、そうですか。わかりました。その下の「必要量と戻る量」。その「戻る量」っていうのはどういう意味ですか。

宮地委員長

やっぱりさっきの話で、実際にどれだけ必要なんだということをはっきり数量で示してほしいと、こういう意味だったんです。

松島（信）委員

そうすると、余る量っていう意味ですか、これ。戻る量っていう意味は。

高橋委員

そうですね。余る量。

宮地委員長

ええ、そうですね。

高橋委員

余る量っていうことです。

松島（信）委員

そういう意味ですか。

宮地委員長

これは、委員会で出た議論をそのまま議事録から抜いておりますので、はい。全部この文章はそうです。

高橋委員

委員会に出された意見の主なものっていうことで。

宮地委員長

そうです。

高橋委員

出してあります。まとまってないんですね、まだ。

宮地委員長

だから余計ここでポツンと切れると、委員会はどうしたんだというふうになると思ったものだからちょっと丸めた方がいいと、まとめた方がいい。

高橋委員

だから、こんなにたくさん書かなくてね、文章にしなきゃいけないんだけど、トータルに出してあるから。

松島（信）委員
はい。いいです。

宮地委員長
他には今のところよろしいですか。それじゃあどうでしょう、高橋さん、今日のご意見を承って、もう一度ちょっとそこへ手を加えてみる、それを次回にまたご披露をすると、そういうことでいかがでしょうか。

高橋委員
はい、わかりました。

宮地委員長
ご面倒でしょうかひとつまたお手数ですが、起草委員の方でそれを引き取ってやるということでもよろしゅうございますか。
はい、それではありがとうございます。黒沢の方はちょっと一段進んだと思います。それでは、今日の終わりのところですが、次は角間川の治水・利水に対する審議に入りたいと思います。
それで、その前に、前回新幹線トンネル湧水を利用した場合の試算についてと、お願いをしたわけでございますので、その報告をまずしていただきたいと思います。

幹事（食品環境水道課）
食品環境水道課の小松ですが、よろしくお願ひします。
資料7をご覧いただきたいと思います。前回、高社山トンネルで水があるんで、それをですね、水源として使うにはどれくらいお金が掛かるもんかというお尋ねがありまして、私どもの方で試算しました。全体のイメージはですね、資料の上半分に図に書いてあります。左端にトンネルがありまして、ここの水をですね、中野市さんに1万m³、それから山ノ内さんに3千m³運ぶという内容です。工事ですので、どれくらい工事の要素があつてお金が掛かるかということですが、まず送水管、要するに配管ですが、これは途中6kmのところまで共通の管を引きましてですね、そこで二つに分けて、片方は中野市さんにあと6kmを運ぶと。それから山ノ内町さんにはあと10kmを運ぶという内容で考えてあります。右の端の方に標高差というのがありますが、トンネルの取水口付近は標高が300mくらいですもんで、中野市さんの浄水場は150mそれより高い。山ノ内町さんはさらに250m高いところが最終地点になります。したがって、途中にかなり大きなポンプを三つ入れる必要がある。それから、他の要素では、川を越えます関係で、計四つですね水管橋を掛ける必要があるということです。それから大きな要素としまして、どういう水が取れるかというのはちょっとわからないんですが、列車が通りますとですね、いろいろ鉄さびが落ちるとか、それからトンネル内の粉じん等が入るといった可能性がありますが、どうしても浄水処理をしなくちゃならんだろうということで、両方とも浄水場を付けるという内容で試算してあります。以上のファクターを合計しますと下の表のようになりまして、中野市さんで見ますと、左端に合計がありますが、69億1千万円、三つ飛びまして、そのうち市の持ち分はですね64億3千万という数字になりました。山ノ内さんは右にありまして、概算費用は37億7千万円、飛びまして、町の負担は34億1千万と、こういう数字が積算されました。なお、この仕事についてはですね、中野市さんと山ノ内さんにいろいろ教えていただきました関係もありますもんで、ちょっと後ろの方にお見えですんで、ちょっと補足の意見を聞いてよろしいでしょうか。

宮地委員長
どうでしょう。つまり、今おっしゃっているのは、山ノ内さんは幹事じゃないのでそ

うことをおっしゃっておるんだと思いますが、これは委員会としてやっぱりお聞きした方が
いいと私は思うんですが、いかがですか。

(はい)(お願いします)

宮地委員長

はい。それじゃあお願いをいたします。

中野市水道部

最初に中野市の方からご説明を申し上げますが、私、中野市の水道部長の山田でございますが、よろしくお願いをいたします。

2枚ほどめくっていただきまして、中野市の関係で細かに積算をしたものが出されております。今、食品環境水道課長さんからお話がございましたように、新幹線トンネルの関係につきましても、部会の中におきましては非常に水量が確定できない、さらには、現在まだ地元対策が一向に進んでいない状況でございます。現実的には恒久対策をどうかたちに持っていくかということをお新幹線の方から地元へ示すお話が現実的にあるんですけども、それらはさておきまして、概算費用というかたちで出したものでございます。

トンネルでございますので、鉄建公団からの前の説明でございます。トンネル内の一番下流にセンタードレーンというものを設置をするということでございまして、100メートルごとにそれぞれ管理用のマスをつけて、それをすべて集水をしてきて、一番私どもの岩井のところから岩井大杉の方へ放出をしていくという計画のものでございますので、センタードレーンから水道水として使う場合には取水施設が必要になるということでございまして、その関係が山ノ内さんと合わせまして、共有部分で8千5百万ということでの積算でございます。それから、導水施設の関係につきましても、中野市と山ノ内の13,000m³/日という話になりますと、500mmで引く必要があるというようなかたちになっておりますので、そんな関係での積算になっております。それから浄水施設の関係で、こちら見ていただきますと、中野市の場合Q=12,500m³/日というふうに書いてございまして、10,000m³/日必要だというふうに言われているのに、何で12,500m³/日だという話になるかというふうに思いますが、一番当初からお話申し上げてますように、中野市の関係につきましても、現在、伊沢川水源から5千m³/日取水しながら供給をしてるわけでございますけれども、この水源が上流域が山ノ内温泉郷ということでございまして、ヒ素が混入をしてきております。そんなことから、将来的にはその水量を2,500m³/日に減らして供給をしてまいりたい。私どもの水利権そのものも伊沢川に、1秒あたりでございますが、0.028m³が水利権としては確定をしておりますので、その分だけは少なくとも取りたいということでございまして、ただヒ素が0.044から0.061という数字が過去の実績の中に出ておまして、水道の水質基準の0.01を大幅に上回る状況であるわけでございます。そういう中におきましては、市民の皆さま方に供給をするというかたちになりますと、どうしても希釈をせざるを得ないという問題がございまして、浄水場の設備は、先ほど申し上げました、伊沢川の水源の水と合わせた数量、12,500m³/日というかたちでの設計でございます。この中で、非常に一番課題の維持管理費、ポンプ動力費というかたちで載せてございまして、中野市の低地から一番上流域へ持っていくというかたちになりますと、年間の維持費だけで4千500万掛かるといふかたちになります。現在私どもが持っております浄水場に関係につきましても、自然流下で来てますので動力費が全然掛かっていない状況のものでございまして、低地から上げてくるというかたちになりますと、これを単純に1万m³/日だけで移した場合には、12円33銭ほどになるというかたちになるものでございます。ですから、そういうものの考え方をいたしますと、使用者の皆さん方にそれだけのものは負担をしていただかなければ、動力費だけでございまして、現実費にはならないということでございますけれども、非常に高い水になるかなというふうには思っているところでございます。

中野市からは以上であります。

山ノ内町水道課

山ノ内でございます。山ノ内の水道課の管理係長の成沢と申します。よろしくお願いたします。

先ほど中野市さんの方からご説明ありましたとおりでございますが、途中までは中野市さんと供用ということで持ってまいりまして、山ノ内につきましては、図面の上の中間あたりに山ノ内町浄水場というがございますが、ここはおおむね東部浄水場という位置を予定しております。と言いますのは、ここへ持ってくれば、あとはそこから上水道のだいぶ広いエリアについて自然流下で給水できるということでそこまで持ってくる予定で考えております。したがって、400mの標高差という、大変積算する際にも「どこですか」というふうに聞かれるほど、ちょっと現実離れしたものでございます。

それから費用の方でございますが、中野市さんからお話ありましたとおり、山ノ内町につきましても、表流水、伏流水等を自然流下で受けておりますので、ごく一部の井戸水を除きまして、ほとんど電気料が掛からずに、年間動力費としましては480万ほどでございます。山ノ内の一番最後の3ページ目ですか、動力費を見ていただきますと4千100万ということで10倍以上掛かります。これについては、水道事業につきましては独立会計でございますので、すべて利用者であります山ノ内の町民、お客さまが負担されることとなりますので、原価計算といたしまして、そちらの方にはね返っていくかたちになります。ですから、大変積算してみまして非現実的なものだなというふうに感じております。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。

大変、本当に高い水になりそうな、とにかく前の利水案よりはるかに高いですね。やっぱり一番下のところで水が出ているっていうのが致命的なような感じがいたしますんですけど。ただ、私もこれをちょっと拝見して、ええ、と思っちゃったんです。率直なところは、これは実際また明日で、トンネルの中はちょっと都合で入れないようですが、水がわいているところからずっと引くところを通して行きますので、そのへんの実感がわくんじゃないかと思っておりますが、とにかく試算はこういうことでございますので、いささか遠い話だなというのが率直な感じを今、私は持っておりますが、また、これからのご議論で、この高社山のトンネルの話はよろしゅうございますか、一応。

はい。それでは、あとは角間のもっといろんなお話でございますが、明日実際見に行くわけでございますけども、前の角間の、要するにダムは造った時に中野が41億、それが造らないと54.9億になる。こんな話を頭に置いて、利水堰堤というお話が浮かんだわけでございますが、それについて、明日見に行きますけども、それ以前にもっと他のご議論がございますでしょうか。

松島（信）委員

明日の見る場所についての要望を出していいでしょうか。今日の資料の中に、明日の日程とそれから。

宮地委員長

はい。この角間川現地調査資料という中だと思います。

松島（信）委員

それとコース図が地図で示されていますが、それを見ますと、最初に新幹線トンネルのわき水の場所を岩井地区で見て、あとずっと夜間瀬川沿いに上って来てます。途中の道の駅「北信州やまのうち」というところで昼食だったですね。

宮地委員長
はい。

松島（信）委員

そのところへ来る途中の、このルートからすると、この夜間瀬橋の対岸になってしまうんですけども、ですからちょっとルートを変更したらどうかなと思うんですけども、十三崖のがけのところの上を通っている道へ、途中の橋のところまで右岸に渡って、そしてその右岸沿いに来た時に、宇木という地区なんですけど、その宇木っていう地区、十三崖のすぐ上になります。宇木っていう集落名が書いてあります。そこんところを見てほしいなと思うんです。その理由はですね、夜間瀬川の本流からちょっと右岸沿いのところに、笹川っていう川が地図に書いてありますが、これが表笹川と裏笹川と2河川ありまして、さらにもう一つ夜間瀬の方だと思いましたが、夜間瀬の方から泡貝川という川が来ていて、それらがだんだんに合流してきて、今の十三崖のすぐ上側で三つの河川が合わさって一つになって夜間瀬川へ入っていくというような地形なんですけど、そのところ、だから夜間瀬川の扇状地の外側、その右側の扇側部に底湿地ができておるんですね、扇状地の影響を受けない。そこんところは地下水がわりあいと浅くて沼沢地になっていると。今の現状がどんなようになっているかということを確認したらどうかと。それを利用することも一つの代案になるかもしれないと、こういう意味なんですけど。

宮地委員長

そうですね。事務局の方大体わかりですね、地図は。そうするとそういうことを、そんなに、大体入りますね。行程の。

田中治水・利水検討室長

今お聞きしましたけれども、要は川の右岸側の方ですね。

松島（信）委員

はい。

田中利水・治水検討室長

笹川とありますけれども、そちらの方へ回って、そこ現地を見て、それからだんだん上がって行くと、そういうことでよろしいでしょうか。

松島（信）委員

はい。そうして八ヶ郷の分水池を見るわけですね。

田中治水・利水検討室長

ええ、途中なもんですから、ちょっと。

松島（信）委員

そうすると、そこでいったん夜間瀬橋を渡ってということになるんですね。

田中治水・利水検討室長

そうですね。

松島（信）委員

どうせ渡らなきゃ道の駅へ行きませんか。

田中治水・利水検討室長

はい。

宮地委員長

はい、それじゃあそれを取り入れて、明日ちょっと変更があるということをご承知おきください。そんなに大幅なものではないと思いますが。

はい、じゃあそれはそれでよろしいかと思うんですが。

他に明日見るところ以外の話で、この角間の話で特に今日、今までの議論の中でいかがでございましょう。角間の場合は、やっぱり利水問題が主で、治水というのはパラペットなら金は安い。しかし、他との組み合わせということもございましたですね。それにしても本質的にもものすごい仕事ではなさそう。こんなのが大体皆さんのご意見だと思うんですけども。やっぱり問題は利水にある。それから汚染の話がある。ちょっと複雑だと思うんですが、いかがでしょう、何か前回はそのような段階だったんですが、見に行こうと言って。明日、角間の方で見るとは上の砂防堰堤のところと、それからもう一つ高橋さん何か言っておられてたのございますね。角間の堰堤を造るのに良さそうな場所って言ったのは、あれは松島さんでしたか。

松島（信）委員

それはこの行程図にあります午後の中の、13時から14時までの間に貝鐘砂防ダムっていうのがありますね。

宮地委員長

ありますね。

松島（信）委員

これは角間ダム計画の一番上流部になるわけですね。そこから、今度は屏風堰堤っていう記載がありますね。屏風堰堤っていうのはこれはずっと下流で、角間川が横湯川と合流するところに近い方。その屏風堰堤の下は部会でも議論しました。屏風堰堤の下と、屏風堰堤の上あたりのところを、この前、高橋委員が何とか別の方法で水を確保できないか。つまり角間川の水を確保できないかっていうことで、場所がどうかという意見のところ、屏風堰堤の上下付近を見たらどうかということを私が申し上げました。

宮地委員長

ああ、そうですか。わかりました。

その他、角間の一般的なことについて何かございますでしょうか。ちょっと私もどうということだったかあんまり、まとめたつもりなんだけど、どっかに。

高橋委員

いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

今の新幹線からの取水っていうのは、どう見てもちょっと無理っていう感じが。

石坂委員

現実的じゃないね。

宮地委員長

あんまり現実的じゃないですね。

高橋委員

もう現実離れしちゃってますからね。明日の見るっていうのも、いかなものかなと思うんですがね。

宮地委員長

この報告の裏付けを見るという意味でも、走るぐらいはどうでしょうか。

高橋委員

まあ、車の中で見る程度なら、何とか。

宮地委員長

せっかく行程作っていただきましたので。

高橋委員

いいんですけども、ちょっと先ほどの報告聞きますと。

宮地委員長

それで、ちょっと力が抜けたっていう感じが確かにございます。

高橋委員

力が抜けちゃってもう、全然。

宮地委員長

だからもういいじゃないかっていう、やっぱり一遍通りましょう。どうですか。どうせ車に乗せてもらうわけですから。

高橋委員

それはちょっと飲めないよな、そんな高い水はね。

植木委員

ちょっと無理でしょうね。

石坂委員

ポンプで揚げるから高くなるんです。

植木委員

この案ならね、そうなんだよな。もうちょっとこの揚げ方しかないのかね。そうなっちゃうのかな。ここから来てポンと揚げて。

宮地委員長

はい。前回の意見をちょっと見ますと、そういうことは前回主なので、豊水利用ということがどっかにあったんですけどね。この豊水利用も、郷土の場合にはわりに豊水が利用できそうな流況ではあるように前の図面では見ましたけども、まだそこんところはよく私つかん

ではありません。

松島（信）委員

いずれにしても、上水道の確保がこの地域の一番の大問題ですね。ですから、いい水が安く取ればそれに越したことはないわけで、そのために部会でどうしても議論が踏み込めなかったのは、地下水の調査が全然できないという事情ですね。だから地下水の調査もなく地下水がある場所も決められなく、そのために、すべて地下水に頼るわけにいかないから角間川の水に頼るしかないというように、部会の中ではそういう流れが主流を占めたわけです。そういうことですから、例えば今言いました、宇木地区は一体地下水はどうなっているとか。これも明日現地を見ただけでは当然わからんわけですね。それから同じく、山ノ内町のですね、宇木地区をどんどん上へ上って行きますと、小さい峠を越えて、北志賀高原っていうのかな、志賀高原ゴルフ場っていうのがあるあたりに高井富士スキー場とか、山ノ内町のそういう場所がまだ小さい分水嶺を越えて北側の方にもあるんですが、だからやや高いところなんですけれども、この地域も地形的に見ると周りにたくさんの火山が集合しておりまして、その火山の中に涵養されている地下水というものは豊富ではないだろうかという意見もあって、高井富士スキー場あたりでは、過去にもボーリングした結果があるというんです。そして豊富な水があったことが確認できた。そういうようなことを突き詰めていきますと、本当に地下水の状況がどのようなふうになってるかっていうことが全く手付かずで残っているわけですね。基本的に高い地域からいい水質の水を得られることが一番条件としてはいいわけですから、そういうところへ、しかも、ここは地下水がある可能性があるというところに対して既存のボーリングデータなどは手掛かりにしても調査をすべきです。または新たにそういう専門の業者と相談した中で、そういう場所を調査をしてみて、ここにいい地下水があるっていうことが予備調査で確認すべきです。そういう地下水調査をふまえていかないと落ちになるんじゃないかなと思うんです。そこまでやった上で、どうしてもこれはだめだよということになれば、それは角間川の水に頼らざるを得ないと、こうなるんじゃないでしょうかと思うんです。

宮地委員長

松島委員、ちょっと伺いますがね。この間、角間川部会の報告に付いているいろんな代替案がございますね。その中の、これはB4のところの一番最後の紙なんですけど、何ページって言ったらいいんでしょう、「部会報告別紙3」というところの、B4に付いている最後のところなんですけど、その一番左にですね、地下水のところ、井戸を掘ったりという話が、「ダムによらない代替案に決定」と、こう書いてあるんですがね、他のは「ダムによらない代替案には困難」という評価が出て。つまり、今おっしゃったのを聞いておったら、この地下水のことをあんまりやってないとおっしゃったんですが、一応代替案としてここに載っているんじゃないですか。かたちの上では、こういう可能性があるっていうこと。

松島（信）委員

載っておりますね。それ具体化していないっていうことです。どこで、どんなような既存のボーリング資料があつてとか、または既存のボーリング資料がなくても、ここは地下水があるということが、その専門家の方から意見が出たとするならば、やっぱり水文調査をすべきであります。そうした上で本当に確保できるかできないかっていうことの結論が得られるんじゃないでしょうか。

宮地委員長

突き詰めてなかったのかもわかりませんが、

松島（信）委員

そういうことです。

宮地委員長

例えば今先生がおっしゃった、宇木は水があるけども、深沢にはないとかっていうと、ここに書いてあるんですがね。

松島（信）委員

深沢にはないってというのは、深沢の表流水がないって意味ですか。

宮地委員長

ですからね、笹川流域では宇木に水があるとか、そういう要するに地下水で一番見ますと、例えば「案の概要」ってというのは、9本の井戸を掘るとかいう話がありますね。そういうことは書いてあるもんですから、そのへんがつまり何もなかったのではなくて、むしろこれがあるから代替案になって、角間の場合には両論併記になってるんじゃないかという感じを私は持ったんですが、どうでしょうか。それはまた議論をしていったらよろしいかと思うんですが。今見ておまして、利水に対する井戸の話もこういう話もある。これはやっぱり、実は角間の方はそういう点をすべて丹念にさらってくれてあるような感じがしますんで、部会報告をもう一遍われわれが委員会でちゃんと検討をする場合に、やっぱりかなり参考になるんだろうとっておりますが。

松島（信）委員

それは、そのとおりですけれども、いかんせん、部会の期間では山の上の方の状況が全く冬の積雪ためにつかめなんだってということと、それからやはり期間が限られていた中でした。どうして十分に踏み込めなかったということをおし上げてるんです。

宮地委員長

まだ、そのへんがね、松島先生、利水の話あんまり突っ込んだことがこの委員会ではないもんですから、おいおい、今日はちょっと無理かと思うんですが、行った時にまた、よくお話をいただくと委員会としての考え方が出るだろうとっておりますが。

石坂委員

そういう意味では、明日の現調もその一環になると思うんですけど、今松島委員が言われたようにね、確かにいろんな具体案や提案も部会でそれぞれの方が熱心に考えていただいて出てるんですけど、それが科学的根拠を持って現実的に可能かっていうことを結論付けるためには、やはり調査をしないと結論出せないという関係にあると思うんですよね。

宮地委員長

なるほど、そうですね。

石坂委員

繰り返しの発言にちょっとなって恐縮の面あるんですけど。

宮地委員長

そうですね、可能性があったとしてね、実際にやってみなきゃわからんというのはいろいろある。一方の人はそうやっても出ないよっていう人もあるかもしれませんし、はい。わかります、はい。
どうぞ。

竹内委員

今日のところはですね、明日現地を回るということで、今までの協議の経過は両論併記で角間が出されまして、ダムによる案、それからよらない案については地下水、地下水については調査しないとわからない。しかし、それについては県の支援策が出てるということで、それ以外の方法として、じゃあどうなのかという論議があって、再び砂防堰堤っていう話も出たんですが、今までの論議の結果からすると、部会ではそれは要するに無理だということの中で、じゃあ豊水はどうだと、それと同時にいわゆる取水堰、始めは利水ダムということだったんですけど、堰という言い方がいいんじゃないかという話からそういう話になって、その可能性についてですね、いわゆる先ほどの高社山トンネルも含めてやっていこうということですから、他の方法があるかということの明日の現調の様子もあるということで、明日の現調をしっかりやった上で、また審議するということではいかがでしょうか。私はそういうふうに思います。ここで出せて言われてもちょっとね。ええ。

宮地委員長

いかがでしょう。今の竹内委員のご提案ですが、他に特にこの問題どうだというお話があれば別ですが。何か特にここで、角間について、まだ回数も少のうございますので、コメントなりなんなりなさっていただいて結構ですが。

だんだんくたびれてきたことも事実なんでございます。今4時半なんで。ですから、もしこれ以上、明日見てからこの次というふうにお考えのようでしたら、ここで一応審議はこの段階では打ち切りにしてもよろしいかと思うんですが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(はい)

それじゃあ角間の議論は今日はここまでということにしたいと思います。

それで、そうしますと、その他もっと一般的に何かございますでしょうか、角間だけに限りません。よろしゅうございますか。そうすると、今日予定していたのはこれで終わりです。

それで、問題はこれから後の日程のことなんです。6月のことではございますが、それをちょっとお諮りしたいと思うんでございます。次回は5月の29日に決めてございます。その後、6月がですね、どうも県会が20日ごろから、20日だか19日ごろから始まりそうだというふうに、まだ確定してないようですが、しかしもう何遍も出ておりますように、6月中の任期でございますので、なるべくそれまでに回数を稼ぎたい。それで皆さま方からご予定を伺ってみたんですが、実は3回くらい何とか考えたいというのが実情なんでございますが、それで今、現に委員が14人ですが、ちょっとお休みの方もおりますので、11人ぐらいは、あるいは12人ぐらい確保できるところを考えてみたんですが、これ見ますと6月の6日の金曜日、それから6月の12日の木曜日、それから6月の20日の金曜日、そのへんならば11人ないし12人が確保できるわけでございます。このへん、ご予約の詰まっておられる方もあるようですが、いかがでしょうか、ここらへんを今んとこ3日間をご予定の上へ乗せておいていただいて、もし他のご用事がやりくりできるようだったら何とかしていただきたい。こういうふうに思うんでございますが。植木さんはだいたいいいですね。それも入れて12人ぐらい確保できそうだという時に、いかがでしょう。もうこうなると少し強引ですけどもその3日間を一応指定しまして、ご都合を付けていただくというふうをお願いしたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。はい、それじゃあちょっと強引でございますが、せっぱ詰まってきたこともお察しいただきまして、ご了解いただきたいと思います。よろしゅうございますね。はい。それじゃあまた、会場とか時間なんかについては、ちょっと改めて。

実は先ほどお話になった、河川課とのちょっと話というものもありますですね。あれをどんなふうにやったらいいか、ちょっとまた考えておりますんですが、そのことも含めまして、

時間なんかもちょっと調整をしてみたいと思っております。いいですね、そういう言い方で。

それでは、会場それから時間のことはまた改めてご通知する。今の日程だけご承知おきください。それではあとは明日のことですが。

田中治水・利水検討室長

それでは、今、来月は6日、12日、20日ということで決めていただきましたので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから明日ですが、現地調査ということでまたお願ひしたいと思ひますが、県庁を午前10時に出発したいと思ひます。ちょっと朝大変ですが、出席の委員さんは午前9時50分には県庁の正面の玄関の方へ、10分前ぐらいにはお集まりいただければと思ひております。マイクロバスでお送りしたいと思ひます。それから日程等については、もう先ほどご覧になったかと思ひます。10時に出発して帰りは4時ごろという予定でおります。

それから次回ですけれども、今回は先ほどお話ありました5月29日木曜日、場所はウェルシティ長野で、午前10時から5時という予定で開催いたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。事務局からは以上ですが。

宮地委員長

はい。それでは今日の会議は終わります。

松島(信)委員

そのウェルシティ長野ですけれども、長野駅から大変遠いので、10時ちょっぴりというのは、うまくいけば間に合うんですけども、うまくいかない場合もあるよということを念頭に置いていただきたいんですけども。

宮地委員長

はい。大体バスで来るとあまり時間はつきりしませんですね。

松島(信)委員

今日みたいなことになっちゃうと。

宮地委員長

そういう時は待ち合わせますから。委員会が成り立っていればよろしいんですが。それでは本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印